閲覧

第3期大泉町
子ども・子育て支援事業計画（素案）

令和７年度～令和 11 年度

令和６年 12 月

大泉町

目次

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨……3
２　計画の基本事項……4
　２-１　計画の対象……4
　２-２　計画の位置づけ……4
　２-３　計画の期間……5
　２-４　計画の策定体制……5

第２章　大泉町の子どもと家庭を取り巻く現状

１　大泉町の現状……9
　１-１　家庭と地域の現状……9
　１-２　教育・保育環境の現状……13
　１-３　母子保健の現状……19
２　アンケート調査結果にみる子育てに関する意向……22
　２-１　調査の実施概要……22
　２-２　子どもの育ちをめぐる環境について……23
　２-３　定期的な教育・保育サービスの利用について……27
　２-４　不定期や宿泊を伴う教育・保育サービスの利用について……31
　２-５　放課後、日常生活の過ごし方について……33
　２-６　保護者の就労状況……36
３　前計画の実施状況……37

第３章　計画の基本的な考え方

１　大泉町の子育てに関わる課題……47
２　計画の基本理念……48
３　計画の基本的な視点……49
４　計画の基本方向……51
　４-１　基本目標……51
　４-２　計画の施策体系……52
５　計画の推進……53

第４章　施策の展開

基本目標１　子どもがいきいきと育つ まちづくりの推進……57
１-１　親と子の健康の確保……57
１-２　障害のある子どもとその家庭への支援……60
１-３　支援の必要な児童・家庭への対応……61
１-４　子どもの人権擁護の推進……62
基本目標２　心身の健やかな成長に資する 教育環境づくりの推進……63
２-１　学校教育の充実……63
２-２　放課後の居場所づくり……65
２-３　家庭や地域による子育て力・教育力の向上……66
基本目標３　安心して子どもを育てることができる 環境づくりの推進……67
３-１　子育て支援のネットワークづくりの充実……67
３-２　子育て家庭への経済的支援の充実……68
３-３　子育てを支援する環境・安全の確保……69
基本目標４　地域が支えあい子育てをする まちづくりの推進……70
４-１　地域における子どもの居場所づくりの推進……70
４-２　仕事と家庭を両立するための支援……71
４-３　地域の人材、施設、社会資源を活用した子育て支援……72

第５章　幼児期の教育･保育の提供体制

１　基本的な事項……75
１-１　教育・保育提供区域の設定……75
１-２　推計人口……75
１-３　保育の必要性の認定……77
１-４　幼児期の教育・保育の内容と提供体制……77
２　事業ごとの確保の方策……79
２-１　教育・保育事業……79
２-２　地域子ども・子育て支援事業……83

第１章

計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨

我が国の総人口は平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少傾向にあり、少子高齢化も急速に進んでいます。

国は少子化対策、女性の社会進出を支援する取組として、平成 24 年８月に「子ども・子育て関連３法」を含む“社会保障と税の一体改革”にかかる関連８法を成立し、医療・介護・福祉・子育ての社会保障４分野を重点的に改革する道筋が示されました。そして、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が導入されました。

これを受けて、全国の市町村では、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』、『地域の子ども・子育て支援の充実』に取り組んできました。

本町でも、平成 27 年３月に「大泉町子ども・子育て支援事業計画」を、続く令和２年３月には「第２期大泉町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前計画」といいます。）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に応じた提供体制の確保のほか、内包した次世代育成支援対策行動計画に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

このたび、これまでの計画を振り返るとともに、ニーズ調査の結果や社会情勢等を踏まえ、更なる子育て支援のための５か年計画(令和７年度から令和１１年度)として「第３期大泉町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

前計画の基本理念である「健やかに　みんなで　子ども育む　大泉町」を継承し、社会全体で子育て支援の質・量を充実させ、笑顔あふれる元気なまちづくりを目指します。

図表　我が国の総人口及び人口構造の推移と見通し

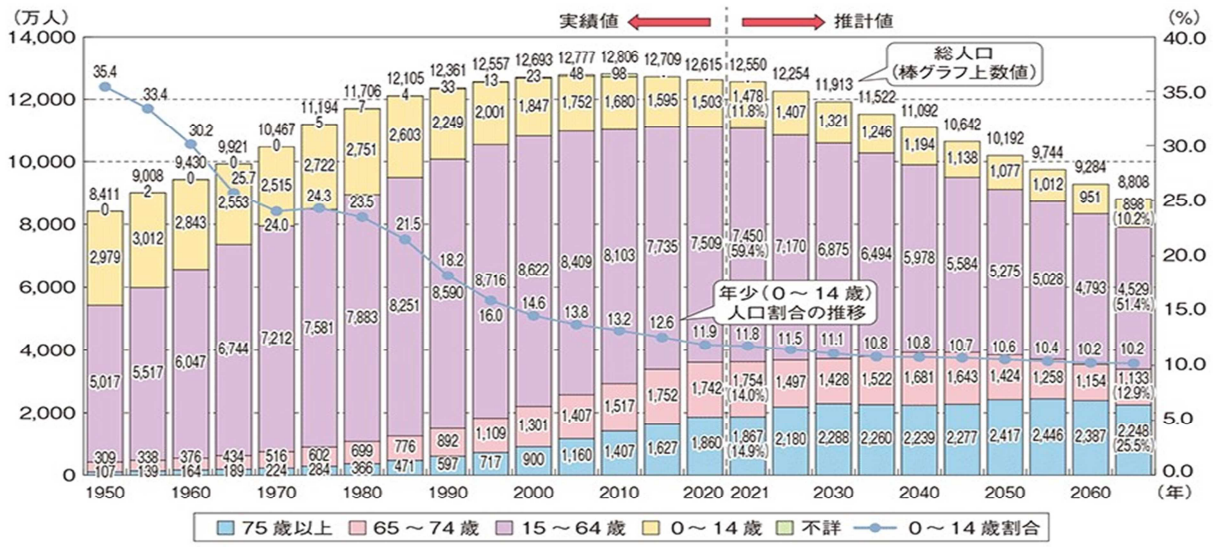

出典：内閣府「令和４年度少子化社会対策白書」

2　計画の基本事項

2-1　計画の対象

本計画の対象は、町内のすべての子どもとその家族、地域住民とします。また、「子ども」とは、おおむね 18 歳未満を対象としています。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととします。

2-2　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」とともに、次世代育成支援対策推進法第８条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～」を上位計画とし、令和６年度に終了する「第２期大泉町子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、子どもの福祉や教育に関する各種計画との整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく教育・保育、子育て支援施策を計画的に実施するために定めたものです。

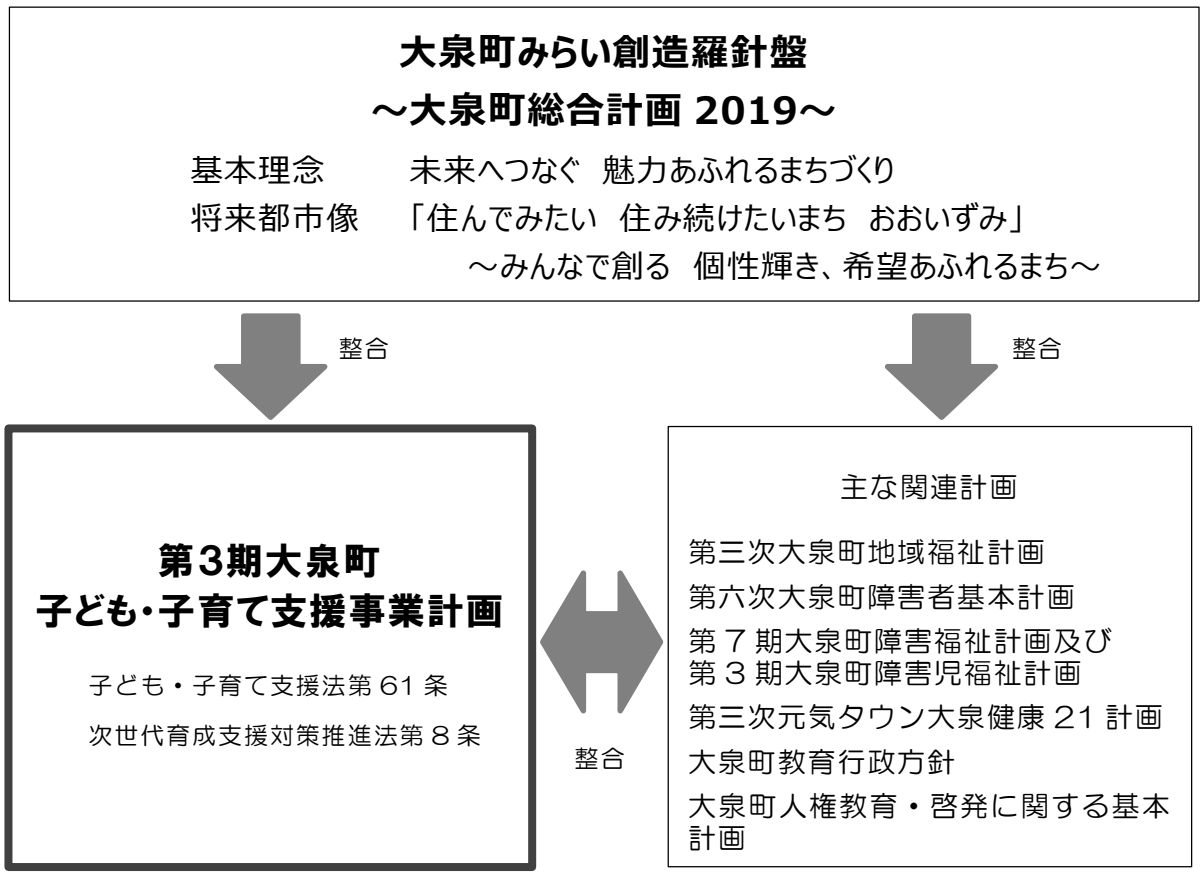

2-3 計画の期間

本計画の期間は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、令和７年度から令和 11 年度までの５か年とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、情勢の変化を考慮し、必要な計画の見直しを行います。

平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	**令和7年度**	**8年度**	**9年度**	**10年度**	**11年度**
第１期計画														
		中間見直し			第２期計画									
							中間見直し			本計画（第３期計画）				
												中間見直し		

2-4 計画の策定体制

（１）大泉町子ども･子育て会議

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 72 条第１項の規定に基づく「大泉町子ども・子育て会議」にて、委員の意見を聴取して策定しました。

同会議は、本町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議します。

（２）アンケート調査及びパブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、子育て中の住民の子育てに関する意識やニーズ等の動向を把握するため、令和６年２月に「大泉町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

また、さらに広範な住民の意見を反映させるため、計画素案を広く公表し、パブリックコメントを実施しました。

第２章

大泉町の子どもと家庭を取り巻く現状

1　大泉町の現状

1-1　家庭と地域の現状

（1）総人口･児童人口（0～11 歳）

令和２年４月１日と令和６年４月１日を比べると、総人口は 487 人減少しています。

年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）はともに減少傾向にあり、一方、老年人口（65 歳以上）は増加し続け、高齢化率は上昇しています。

令和６年の児童人口の内訳は、0～２歳 779 人、3～５歳 944 人、6～８歳 981 人、9～11 歳 1,081 人となっています。

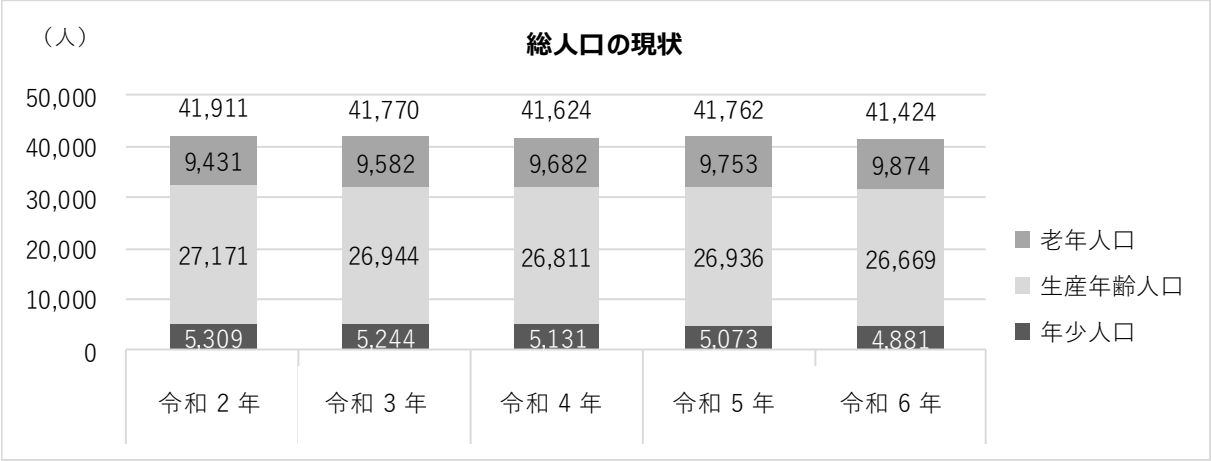

※住民基本台帳（各年４月１日現在）

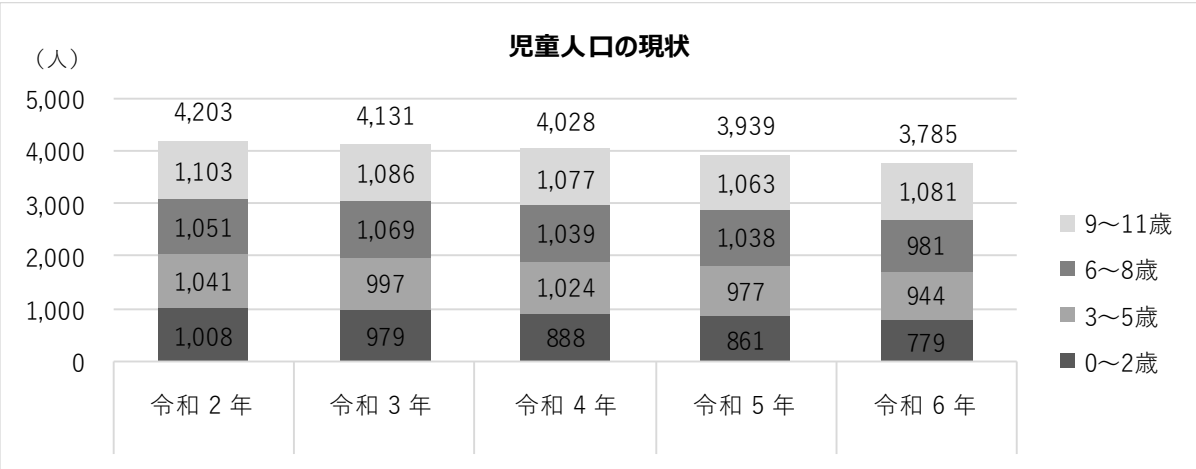

※住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）世帯数

令和２年と令和６年を比較すると、770 世帯増加しています。総人口から計算すると、令和６年の一世帯あたり人員は 2.03 人となっています。

※住民基本台帳（各年４月１日現在）

（３）ひとり親家庭

母子家庭は、令和２年の 406 世帯から令和５年の 413 世帯、７世帯、1.7%の増加となっています。

一方、父子家庭は令和２年の 23 世帯から令和５年の 15 世帯、８世帯、34.8%の減少となっています。

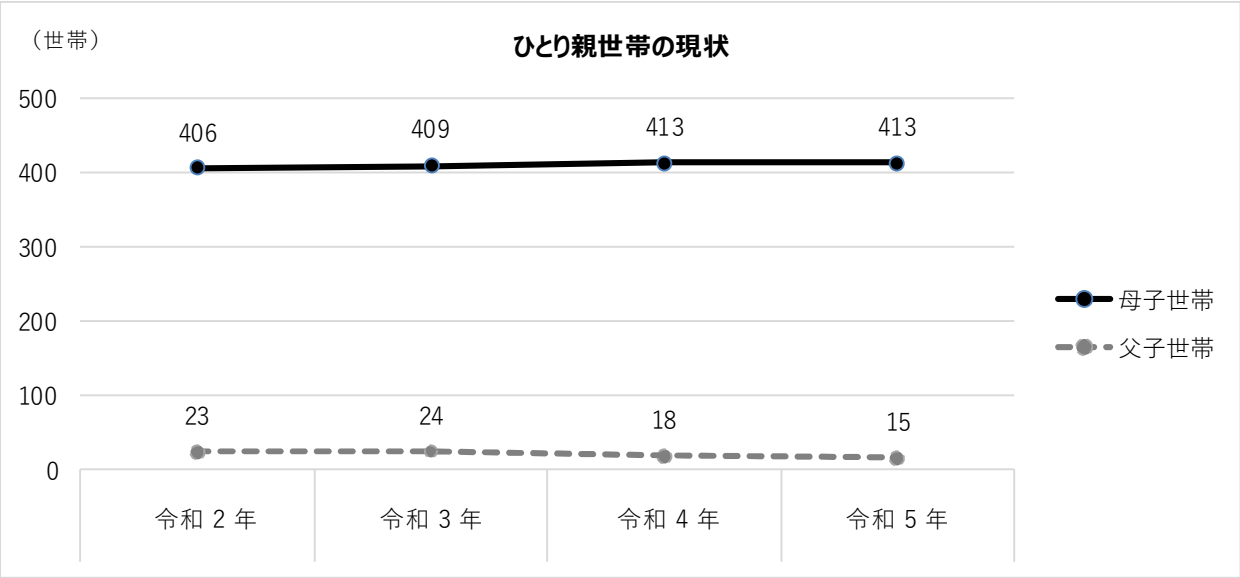

（各年 10 月１日現在）

（４）児童のいる世帯

令和２年の児童のいる世帯の世帯型構成比をみると、「核家族世帯」は「６歳未満の子どもがいる一般世帯」では 87.6%、「18 歳未満の子どものいる一般世帯」では 85.5%と８割を超えています。

「６歳未満の子どもがいる世帯」について群馬県と比べると、「核家族世帯」が群馬県より 1.0 ポイント高く、逆に「三世代世帯」は群馬県より 2.2 ポイント低くなっています。

また、「６歳未満の子どもがいる世帯」について全国と比べると、「核家族世帯」が全国より 1.7 ポイント低く、「三世代世帯」は 0.3 ポイント高くなっています。

（単位：世帯）

		一般世帯総数		６歳未満の子どものいる一般世帯		18 歳未満の子どものいる一般世帯	
核家族世帯		9,786	51.5%	1,333	87.6%	3,226	85.5%
三世代世帯		732	3.9%	157	10.3%	462	12.2%
上記以外の世帯		8,492	44.7%	31	2.0%	85	2.3%
再掲	母子世帯	326	1.7%	80	5.3%	296	7.8%
	父子世帯	49	0.3%	7	0.5%	42	1.1%
合計		19,010	100.0%	1,521	100.0%	3,773	100.0%

※令和 2 年国勢調査

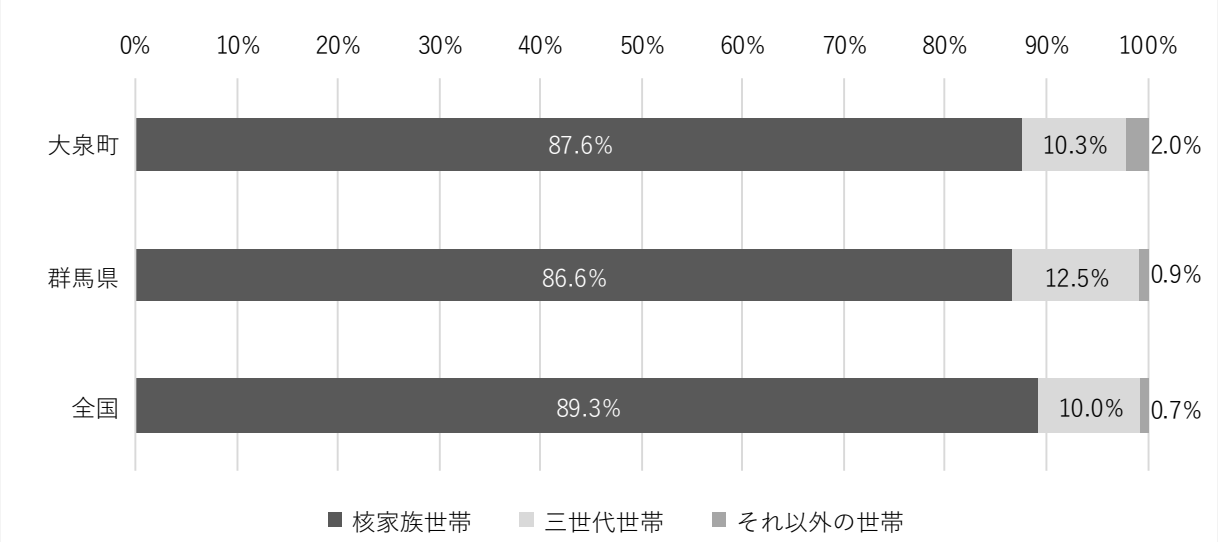

6歳未満の子どもがいる世帯の現状

※令和 2 年国勢調査

（５）出生数･合計特殊出生率

出生数は、250 人弱を推移していましたが近年、減少傾向がみられ令和４年は 193 人となっています。

合計特殊出生率は、平成 30 年の 1.36 から令和４年では 0.88 となり、減少傾向にあります。また、全国や群馬県の合計特殊出生率と比べ、低い値で推移しています。

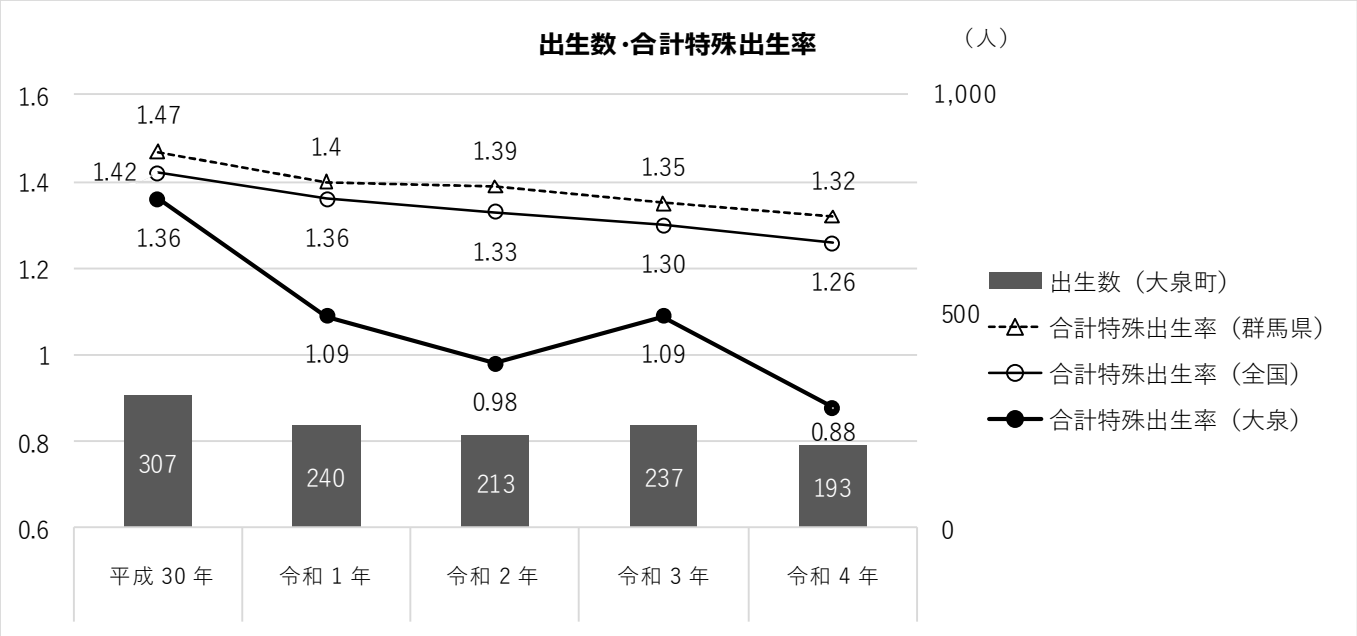

※各年群馬県の人口動態統計概要（確定数）

1-2 教育・保育環境の現状

（1）保育園

①入所児童数等

保育園は、公立が３園（南保育園、北保育園、西保育園）、私立が３園（みよし保育園、坂田保育園、エンゼル保育園）となっています。

令和６年４月１日現在、入所児童数は 552 人（公立 224 人、私立 328 人）となっています。定員充足率は全体で 77.7%となっております。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
保育園数（か所）	公立	3	3	3	3	3
	私立	3	3	3	3	3
	計	6	6	6	6	6
定員数（人）	公立	380	380	380	380	380
	私立	330	330	330	330	330
	計	710	710	710	710	710
入所児童数（人）	公立	295	260	258	236	224
	私立	328	323	326	323	328
	計	623	583	584	559	552
	０歳児	23	22	16	17	18
	１～２歳児	230	219	207	201	185
	３～５歳児	370	342	361	341	349
定員充足率（%）	公立	77.6	68.4	67.8	62.1	58.9
	私立	99.3	97.8	98.7	97.8	99.3
	全体	87.7	82.1	82.2	78.7	77.7

※各年度４月１日現在

※管外受託は含まない

②保育の実施時間の現状

町内の保育園全６園のうち、４園で７時 30 分から 18 時 30 分までの 11 時間保育を実施しています。

みよし保育園では７時 20 分から 18 時 30 分まで、エンゼル保育園では７時 30 分から 19 時 30 分までの保育を実施しています。

③０歳児保育の現状

０歳児保育は、町内保育園６園すべてで実施しています。

（２）幼稚園

幼稚園は、聖クララ幼稚園のみとなっています。
令和６年度の入園児童数は 35 人、利用率は 50.0%となっています。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
幼稚園数（か所）		1	1	1	1	1
定員数（人）		105	90	90	90	70
入園児童数（人）		42	39	38	34	35
	３歳児	14	12	11	11	10
	４歳児	14	12	13	11	11
	５歳児	14	15	14	12	14
利用率（%）		40.0	43.3	42.2	37.7	50.0

※各年度４月１日現在

※管外受託は含まない

（３）認定こども園

教育・保育を一体的に行う（幼稚園と保育園の両方の特徴を併せ持つ）施設である認定こども園は、松原幼稚園、えのき幼稚園、みよし幼稚園、みよし第二幼稚園の４園となっています。令和６年度の入園児童数は 491 人、利用率は 55.1%となっています。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
認定こども園数（か所）		4	4	4	4	4
定員数（人）		890	890	890	890	890
入園児童数（人）		521	510	524	496	491
	０歳児	3	2	3	4	5
	１歳児	30	22	24	27	34
	２歳児	26	35	33	34	36
	３歳児	143	147	165	113	127
	４歳児	155	148	146	170	114
	５歳児	164	156	153	148	175
利用率（%）		58.5	57.3	58.8	55.7	55.1

※各年度４月１日現在

※管外受託は含まない

（４）小規模保育事業所

０～２歳児を対象とした定員６～１９人の比較的小さな施設である小規模保育事業所は、令和６年度に小規模保育園またあしたが開園しました。令和６年度の入園児童数は３人、利用率は16.6%となっています。

		令和６年度
小規模保育事業所数（か所）		1
定員数（人）		18
入園児童数（人）		3
	０歳児	0
	１歳児	2
	２歳児	1
利用率（%）		16.6

※４月１日現在

※管外受託は含まない

（５）認可外保育施設

認可外保育施設は、児童福祉法に基づく施設の設置認可を受けていない施設ですが、保育士の人数・施設面積・設備等で一定の基準を満たし、県知事に設置を届ける必要があります。令和６年４月１日現在、下表に示した３施設があります。

施設名	所在地	開所時間			
		受入時間	時間外	土曜日	休日
ｲﾝｽﾁ･ｴﾂﾞ･ｼﾞｪﾝﾃ･ﾐｳﾀﾞ	大泉町大字古氷 21 番地	6：00～20：00	無	有	有
CRECHE LISIEUX	大泉町日の出 14 番 1 号	7：00～18：30	無	無	有
ﾐﾆﾑﾝﾄﾞ	大泉町朝日二丁目 22 番８号	7：00～20：00	無	無	無

（６）障害児保育

障害児保育は、公立・私立すべての保育園で実施しています。令和６年４月１日現在、障害児保育児童数は計 16 人となっています。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
公立	実施園数（か所）	3	3	3	3	3
	利用児童数（人）	3	2	7	9	10
私立	実施園数（か所）	3	3	3	3	3
	利用児童数（人）	4	3	6	9	6
合計	実施園数（か所）	6	6	6	6	6
	利用児童数（人）	7	5	13	18	16

※各年度４月１日現在

（７）一時預かり事業

保護者の傷病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭保育が困難となった場合に児童を預かる一時預かり事業は、みよし保育園、坂田保育園、エンゼル保育園の３園で実施しています。令和５年度の延べ利用人数は４１３人となっています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施園数（か所）	3	3	3	3
延べ利用人数（人）	345	485	585	413

（８）病児保育事業

保育中に体調不良となった児童を保育園で看護師が緊急的な対応をとる体調不良児対応型の病児保育事業は、エンゼル保育園、みよし幼稚園、みよし第二幼稚園で実施しています。令和５年度の延べ利用人数は６３４人となっています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施園数（か所）	3	3	3	3
延べ利用人数（人）	215	406	549	634

（９）放課後学童クラブ

放課後学童クラブは９か所で実施されており、令和６年度の登録児童数は 706 人となっています。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
放課後学童クラブ数（か所）		9	9	9	9	9
登録児童数（人）		597	597	610	665	706
	１年生	163	193	163	184	170
	２年生	147	141	177	157	162
	３年生	122	124	114	152	145
	４年生	95	80	96	90	129
	５年生	51	37	43	57	66
	６年生	19	22	17	25	34

※各年度４月１日現在

（10）地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センター事業は、在宅乳幼児とその保護者を対象に、育児不安に対する相談指導や親子のふれあい遊びなどを通じて、子育て支援をする事業です。みよし保育園とエンゼル保育園に委託して実施しています。

また、児童館でも、あかちゃん広場、親子教室などにより、子育て支援を行っています。

（11）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人（おねがい会員）と行いたい人（まかせて会員）が会員となり、ファミリー・サポート・センターを通じて育児の助け合いを有料で行う事業です。平成 25 年４月から NPO（特定非営利活動）法人「いちご」に委託して実施しています。

また、病児・病後児を預かる「病児緊急対応強化モデル事業」、産前・産後の家事や育児に関する援助を行う「ママヘルプ事業」も実施しています。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
会員数（人）	おねがい会員	532	445	437	468
	まかせて会員	92	92	93	97
	どっちも会員	15	14	15	16
年間延べ活動回数（回）		2,157	2,126	1,383	1,795

（12）小学校

小学校数は、南小学校、北小学校、西小学校、東小学校の４校で、令和６年度の児童数は 1,929 人となっています。

また、小学校での特別支援学級の令和６年度の児童数は 118 人となっています。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
在籍児童数（人）		2,006	2,036	1,986	1,968	1,929
	南小学校	577	587	572	558	564
	北小学校	452	470	478	476	469
	西小学校	670	686	663	666	631
	東小学校	307	293	273	268	265
特別支援学級の児童数（人）		43	55	76	86	118
	南小学校	13	12	13	19	24
	北小学校	3	10	17	15	24
	西小学校	16	22	35	39	58
	東小学校	11	11	11	13	12

※各年度５月１日現在

※特別支援学級の児童数は内数

（13）中学校

中学校数は、南中学校、北中学校、西中学校の３校で、令和６年度の生徒数は 980 人となっています。

また、中学校での特別支援学級の令和６年度の生徒数は 41 人となっています。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
在籍生徒数（人）		990	1,005	1,002	1,022	980
	南中学校	300	285	301	303	289
	北中学校	376	387	376	382	351
	西中学校	314	333	325	337	340
特別支援学級の生徒数（人）		24	28	29	38	41
	南中学校	10	12	9	11	10
	北中学校	6	9	10	14	15
	西中学校	8	7	10	13	16

※各年度５月１日現在

※特別支援学級の児童数は内数

1-3　母子保健の現状

（１）母子健康手帳の交付

令和６年度は 274 件を見込んでいます。令和２年度から令和５年度にかけては、330 人から 268 人と減少傾向にあります。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
交付数（件）	330	336	290	268	274

※令和６年度は見込み

（２）乳児家庭全戸訪問事業

令和６年度は実人数を 160 人と見込んでいます。令和２年度から令和５年度にかけては、138 人から 209 人の間で推移しています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実人数（人）	138	209	165	159	160

※令和６年度は見込み

（３）乳幼児健康診査

①４か月健康診査の現状

令和６年度は受診者数を 233 人、受診率 96.3%を見込んでいます。令和２年度から令和５年度の受診率は 90%以上となっています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
対象者数（人）	312	316	293	271	242
受診者数（人）	308	310	284	249	233
受診率（%）	98.7	98.1	96.9	91.9	96.3

※令和６年度は見込み

※受診率については、対象者が当該年度に受診せず、次年度に受診した場合は 100%を超えることがあります。

② 7か月児健康診査の現状

令和６年度は受診者数を 240 人、受診率 94.5%を見込んでいます。令和２年度から令和５年度の受診率は 95%以上となっています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
対象者数（人）	333	332	296	286	254
受診者数（人）	321	323	284	274	240
受診率（%）	96.4	97.3	95.9	95.8	94.5

※令和６年度は見込み

③ 1歳６か月児健康診査の現状

令和６年度は受診者数を 250 人、受診率 94.0%を見込んでいます。令和２年度から令和５年度の受診率は 90%以上となっています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
対象者数（人）	312	304	343	298	266
受診者数（人）	288	294	325	272	250
受診率（%）	92.3	96.7	94.8	91.3	94.0

※令和６年度は見込み

④ 2歳児歯科健康診査の現状

令和６年度は受診者数を 248 人、受診率 90.5%を見込んでいます。令和２年度から令和５年度の受診率は 85%以上となっています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
対象者数（人）	316	257	336	338	274
受診者数（人）	291	236	300	299	248
受診率（%）	92.1	91.8	89.3	88.5	90.5

※令和６年度は見込み

⑤３歳児健康診査の現状

令和６年度は受診者数を 304 人、受診率 91.0%を見込んでいます。令和２年度から令和５年度の受診率は 85%以上となっています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
対象者数（人）	303	231	323	388	334
受診者数（人）	281	218	303	347	304
受診率（%）	92.7	94.4	93.8	89.4	91.0

※令和６年度は見込み

（４）随時相談･電話相談

令和６年度の延べ利用者数は、830 人を見込んでいます。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数（人）	1,004	967	890	823	830

※令和６年度は見込み

2 アンケート調査結果にみる子育てに関する意向

本計画を策定するにあたり、保護者のニーズを確認するとともに、教育・保育事業のニーズ推計の基礎データとするため、「大泉町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

2-1 調査の実施概要

（１）調査の種類と実施方法

調査の種類と対象者		実施方法	調査方法
①就学前児童保護者意識調査			
	就学前児童（０～６歳）の保護者	対象者を無作為抽出	郵送による配布･回収
②小学生保護者意識調査			
	小学生（１～６年生）の保護者	対象者を無作為抽出	郵送による配布･回収

【調査期間】令和６年２月１日～２月２９日

【調査対象地区】町内全域

※前回調査（以下「前回」といいます。）実施期間：平成 31 年 1 月 9 日～1 月 31 日

（２）配布と回収状況

調査の種類	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童保護者意識調査	1,500	493	493	32.9%
②小学生保護者意識調査	500	152	152	30.4%
合　計	2,000	645	645	32.3%

（３）集計結果の表し方

- 設問は単一回答、複数回答の２種類があります。
- グラフの数値は、各設問に対する回答の構成比を百分率（%）で表しています。
- 端数処理により比率の計が 100%とならないものもあります。
- 比率の少ない項目は構成比を表示していません。

2-2　子どもの育ちをめぐる環境について

（１）子育て（教育を含む）を主に行っている人

就学前児童	問６	お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。 ※子どもからみた関係
小学生	問６	お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。 ※子どもからみた関係

就学前児童では、「父母ともに」が 60.6%（前回 54.1%）と最も高く、次いで「主に母親」が 38.1%（前回 43.4%）、「主に父親」が 0.4%（前回 0.6%）、「主に祖父母」が 0.2%（前回 0.6%）の順となっています。この結果により、主に「父母ともに」の割合が前回と比べ高くなっており、「主に母親」の割合が前回と比べ低くなっていることが分かります。

小学生では、「父母ともに」が 60.5%（前回 54.5%）と最も高く、次いで「主に母親」が 35.5%（前回 41.1%）、「主に父親」が 1.3%（前回 1.4%）、「主に祖父母」が 1.3%（前回 2.4%）の順となっています。この結果により、主に「父母ともに」の割合が前回と比べ高くなっており、「主に母親」の割合が前回と比べ低くなっていることが分かります。

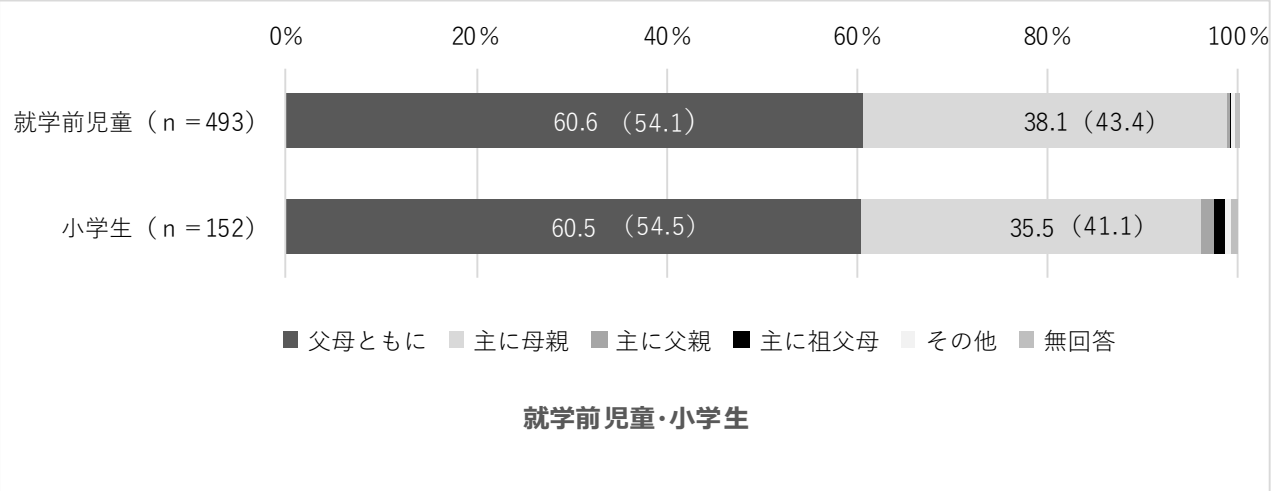

※グラフの中のｎは集計対象者総数を表しています。
※グラフの中の（）の中の値は前計画の値を表しています。

（２）子どもをみてもらえる親族や知人

就学前児童	問 11	日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。
小学生	問 11	日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

就学前児童では、「緊急時、用事の際に祖父母等の親族」が 55.4%（前回 53.3%）と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族」が 29.8%（前回 37.0%）、「いずれもいない」が 19.1%（前回 12.4%）、「緊急時、用事の際に友人・知人」が 5.1%（前回 7.5%）の順となっています。この結果により、主に「日常的に祖父母等の親族」の割合が前回と比べ低くなっており、「いずれもいない」の割合が前回と比べ高くなっていることが分かります。

小学生では、「緊急時、用事の際に祖父母等の親族」が 51.3%（前回 51.2%）と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族」が 32.2%（前回 32.1%）、「いずれもいない」が 17.1%（前回 13.4%）、「緊急時、用事の際に友人・知人」が 6.6%（前回 15.3%）の順となっています。この結果により、主に「緊急時、用事の際に友人・知人」の割合が前回と比べ低くなっていることが分かります。

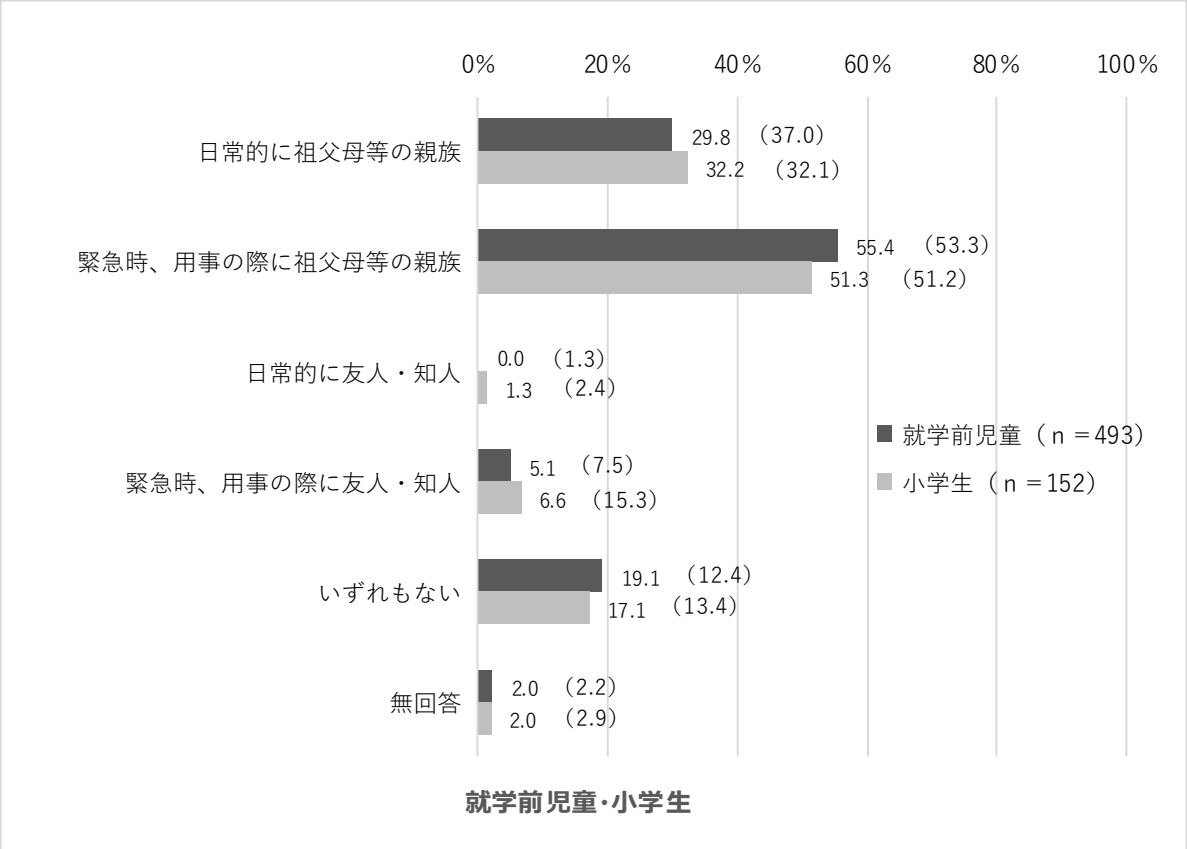

（３）気軽に相談できる人の有無

就学前児童	問 12	お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所はありますか。
小学生	問 12	お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所はありますか。

就学前児童では、「いる/ある」が 86.4%（前回 87.9%）、「いない/ない」が 9.5%（前回 6.2%）となっています。この結果により、前回と比べ傾向に大きな変化はないことが分かります。

小学生では、「いる/ある」が 76.3%（前回 86.1%）、「いない/ない」が 21.7%（前回 8.6%）となっています。この結果により、「いる/ある」の割合が前回と比べ低くなっており、「いない/ない」の割合が前回と比べ高くなっていることが分かります。

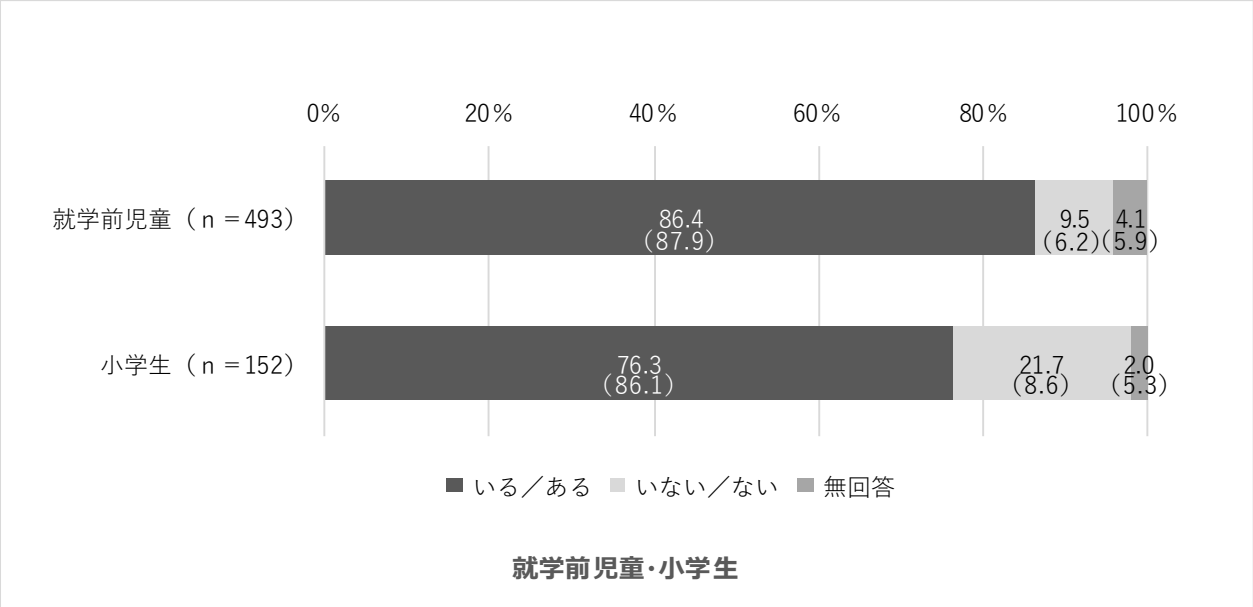

就学前児童・小学生

（４）相談相手

就学前児童	問 12-1	お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。 ※気軽に相談できる人が「いる／ある」人のみ
小学生	問 12-1	お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。 ※気軽に相談できる人が「いる／ある」人のみ

就学前児童では、「祖父母等の親族」が 81.2%（前回 83.3%）と最も高く、次いで「友人や知人」が 64.3%（前回 69.5%）、「保育士/学校教諭」が 28.6%（前回 23.2%）、「児童相談所」が 20.2%（前回 19.6%）、「かかりつけの医師」が 16.9%（前回 14.5%）の順となっています。この結果により、主に「友人や知人」の割合が前回と比べ低くなっており、「保育士/学校教諭」の割合が前回と比べ高くなっていることが分かります。

小学生では、「祖父母等の親族」（前回 74.4%）と「友人や知人」（前回 72.2%）が 70.7%と最も高く、次いで「保育士/学校教諭」が 24.1%（前回 17.8%）、「子育て支援施設（児童館等）・NPO」が 11.2%（前回 3.3%）、「近所の人」が 10.3%（前回 10.6%）の順となっています。この結果により、主に「保育士/学校教諭」及び「子育て支援施設（児童館等）・NPO」の割合が前回と比べ高くなっていることが分かります。

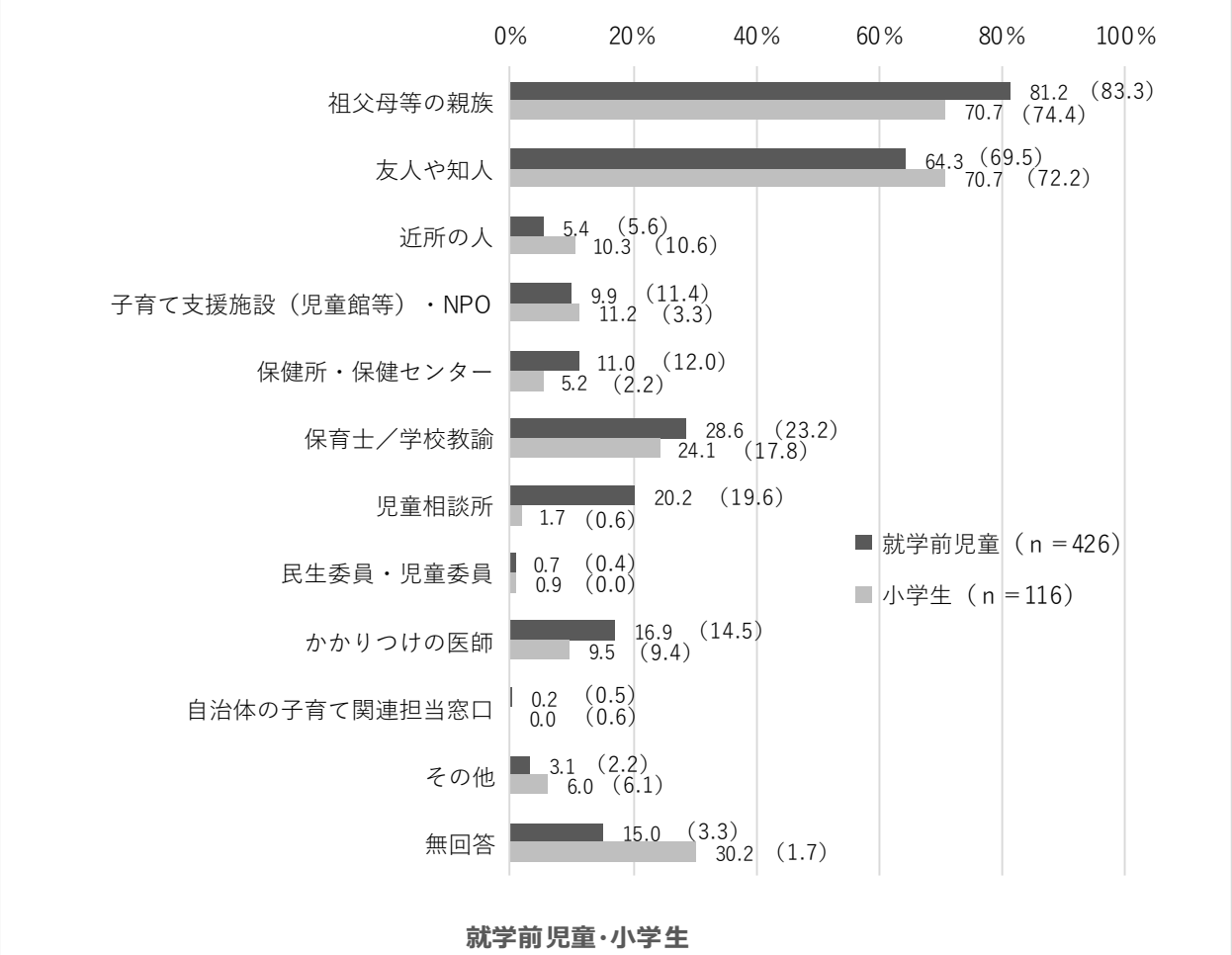

就学前児童・小学生

2-3 定期的な教育・保育サービスの利用について

（１）平日の利用状況

就学前児童	問 17	お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号一つに○をつけてください。

「利用している」が 67.7%（前回 69.1%）、「利用していない」が 31.2%（前回 29.5%）となっています。この結果により、前回と比べ傾向に大きな変化はないことが分かります。

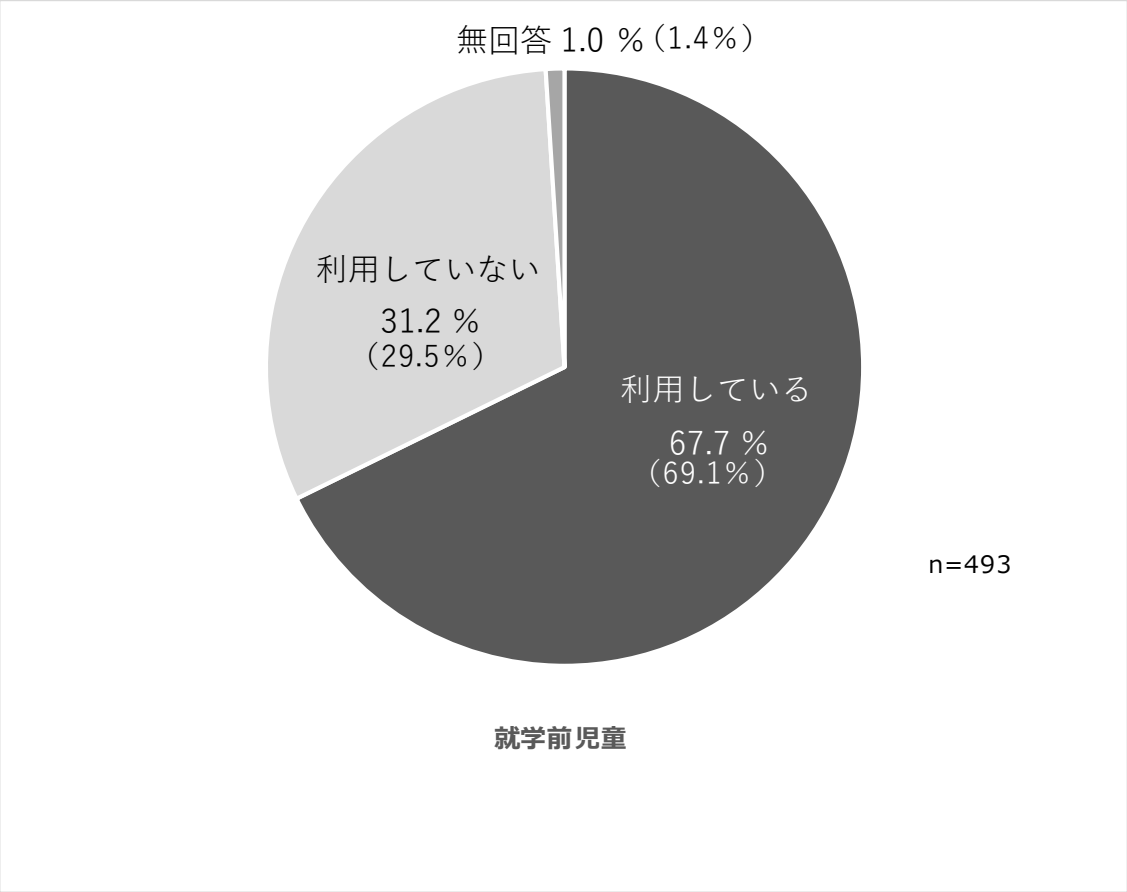

（２）現在利用している教育･保育サービスと今後の利用意向

就学前児童	問 17-1	お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。 ※現在、定期的に利用している人のみ
就学前児童	問 18	現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的」に利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。 ※すべての人

現在の利用状況では、「認可保育園」が 46.2%（前回 44.6%）と最も高く、次いで「認定こども園」が 38.7%（前回 39.7%）、「幼稚園」が 14.4%（前回 16.6%）、「幼稚園の預かり保育」が 9.0%（前回 6.2%）の順となっています。この結果により、前回と比べ傾向に大きな変化はないことが分かります。

今後の利用意向では、「認定こども園」が 52.1%（前回 49.4%）と最も高く、次いで「認可保育園」が 46.9%（前回 48.3%）、「幼稚園」が 33.3%（前回 38.1%）、「幼稚園の預かり保育」が 25.4%（前回 20.7%）の順となっています。この結果により、前回と比べ傾向に大きな変化はないことが分かります。

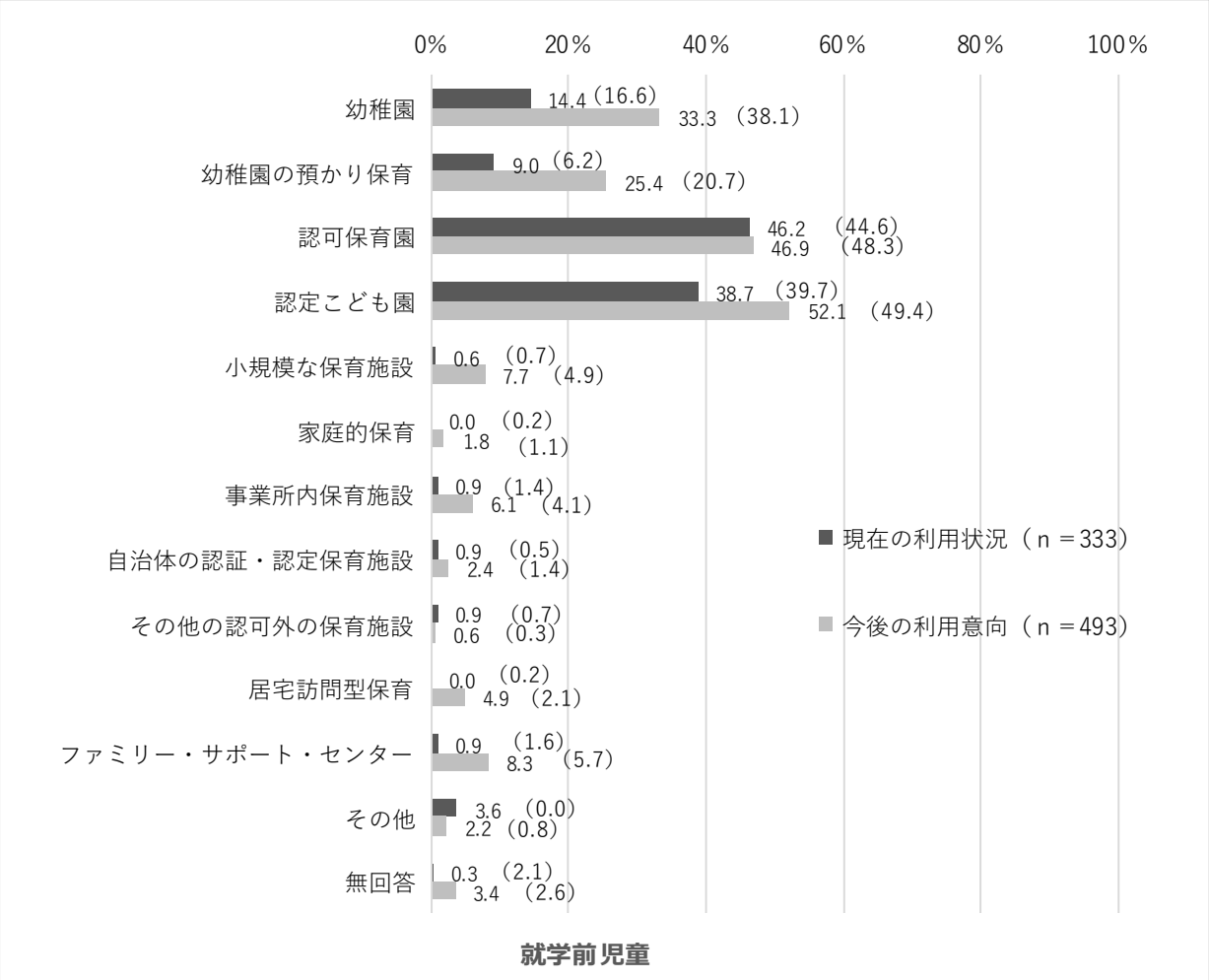

（３）子どもが病気のときの対応

就学前児童　問 24-1　お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この１年間に行った対処方法として当てはまるものはありますか。
※現在、定期的に平日、教育・保育サービスを利用している人のみ

「母親が休んだ」が 84.6%（前回 72.7%）と最も高く、次いで「父親が休んだ」が 44.3%（前回 21.1%）、「親族・知人に子どもをみてもらった」が 35.4%（前回 37.6%）、「就労していない保護者が子どもをみた」が 11.4%（前回 19.9%）の順となっています。この結果により、主に「母親が休んだ」及び「父親が休んだ」の割合が前回と比べ高くなっており、「就労していない保護者が子どもをみた」の割合が前回と比べ低くなっていることが分かります。

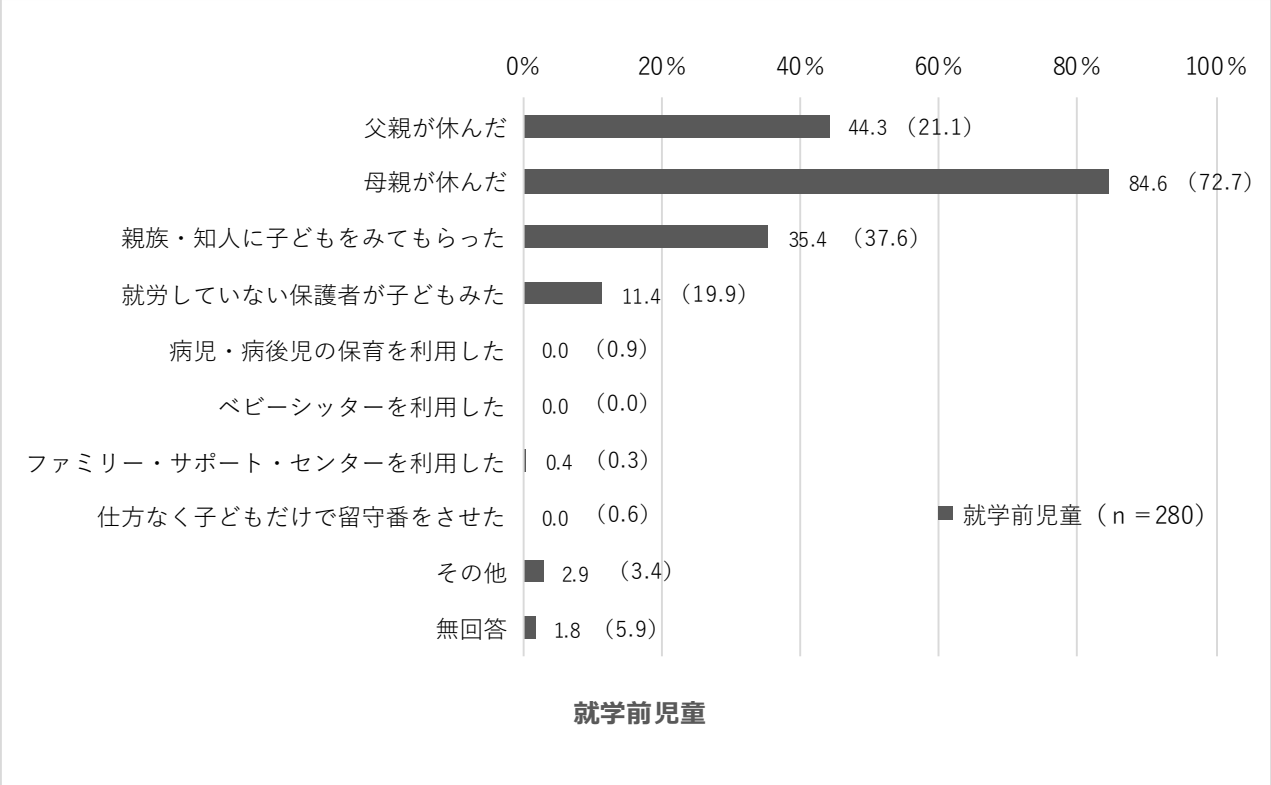

（４）病児･病後児のための施設の利用意向

就学前児童　問 24-2　「できれば病児･病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。
※「父親が休んだ」「母親が休んだ」人のみ

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 36.5%（前回 34.2%）、「利用したいとは思わない」が 62.7%（前回 69.5%）となっています。この結果により、「利用したいとは思わない」の割合が前回と比べ低くなっていることが分かります。

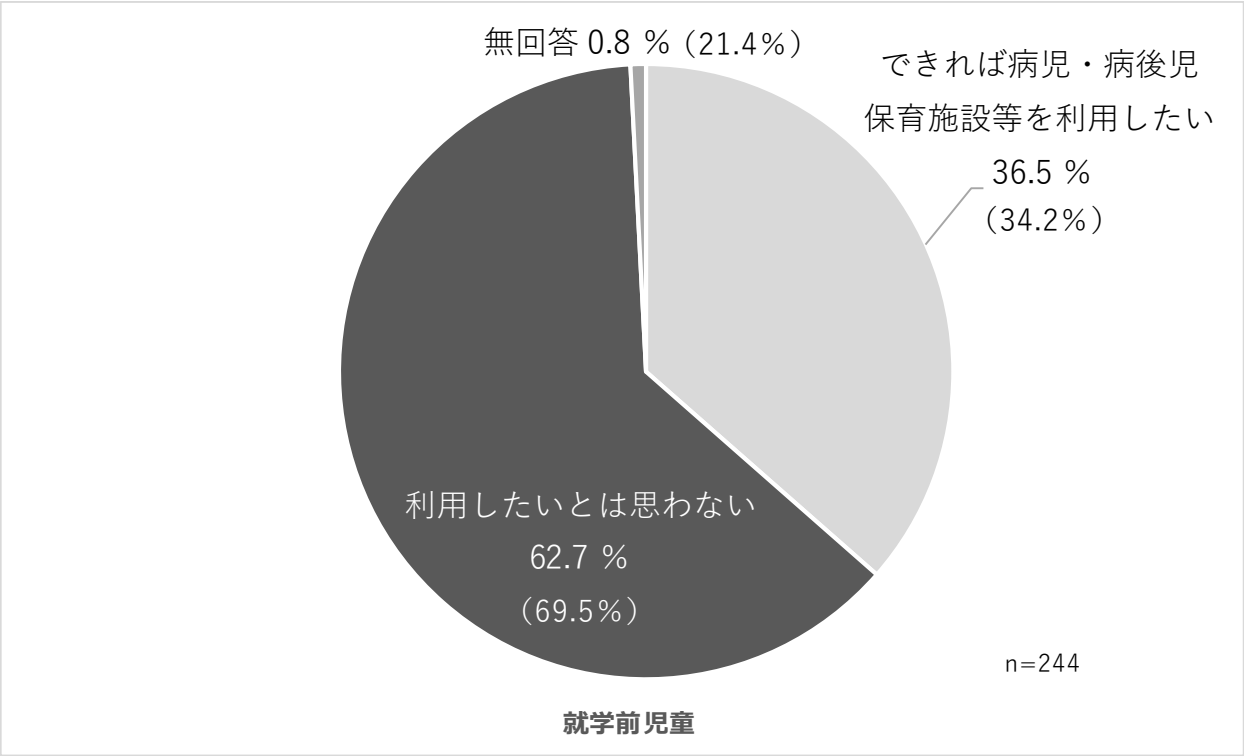

2-4 不定期や宿泊を伴う教育・保育サービスの利用について

（１）一時預かり等の利用状況

就学前児童	問 25	お子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。

「利用していない」が 85.2%（前回 86.5%）と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が 5.5%（前回 6.2%）、「一時預かり」が 3.2%（前回 3.0%）、「ファミリー・サポート・センター」が 2.6%（前回 1.0%）の順となっています。この結果により、前回と比べ傾向に大きな変化はないことが分かります。

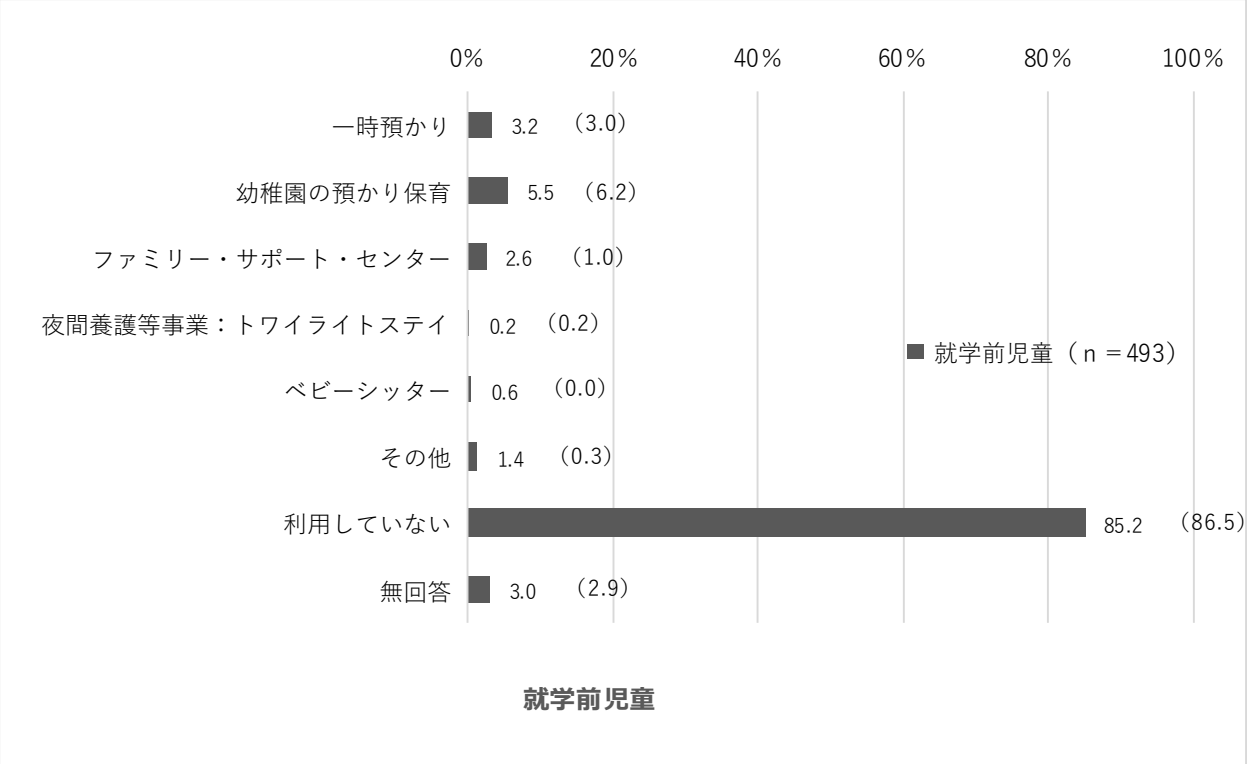

（２）短期入所生活援助事業の利用意向状況　　（新規設問）

就学前児童	問 27	この１年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないとき短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用したいと考えますか。 その用事をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

利用意向では、「利用する必要はない」が 80.7%、「利用したい」が 10.8%となっています。

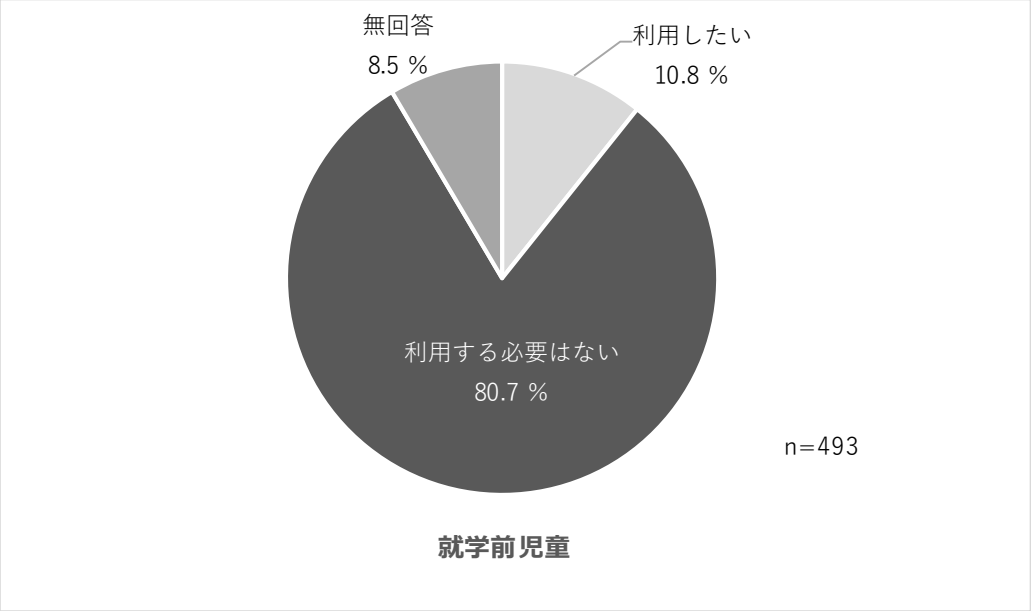

用事では、「私用、リフレッシュ目的」が 53.5%、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が 35.2%、「不定期の就労」が 11.3%となっています。

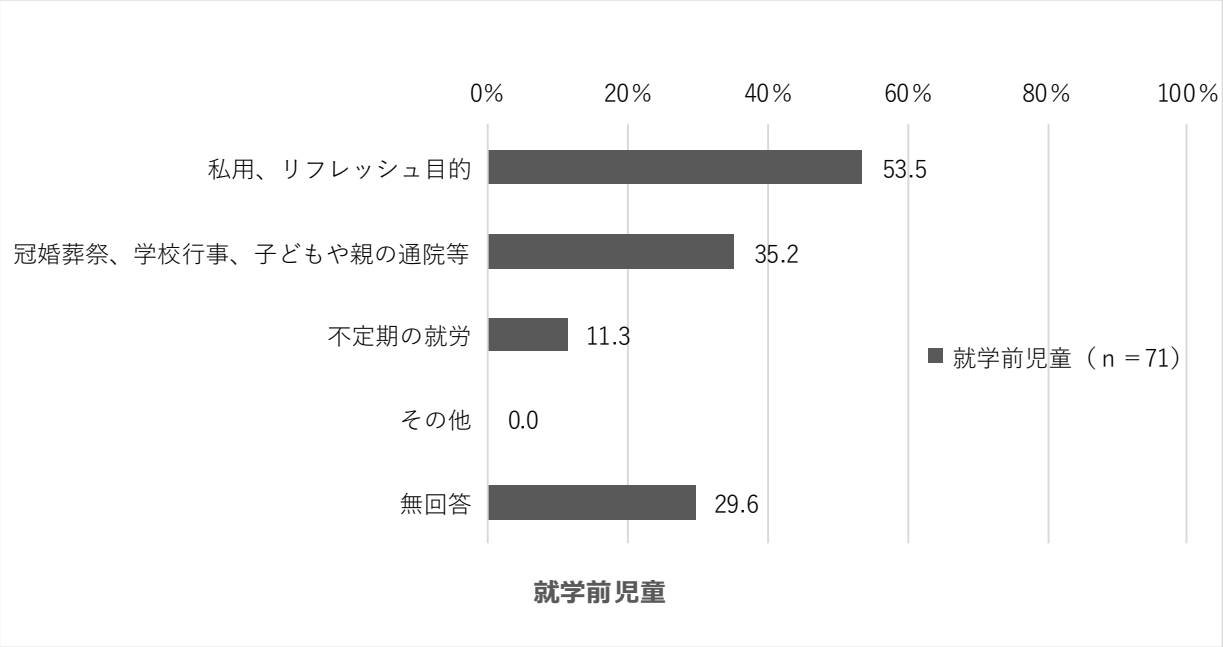

2-5 放課後、日常生活の過ごし方について

（１）５歳における小学校入学後の意向

就学前児童	問 28	お子さんについて、小学校低学年（１～３年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。 ※子どもが５歳の人のみ
就学前児童	問 29	お子さんについて、小学校高学年（４～６年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。 ※子どもが５歳の人のみ

小学校低学年（１～３年生）のときでは、「学童保育（放課後児童クラブ）」が 52.6%（前回 22.5%）と最も高く、次いで「自宅」が 40.9%（前回 35.3%）、「習い事」が 27.3%（前回 36.3%）、「放課後子ども教室」が 13.6%（前回 14.7%）の順となっています。この結果により、主に「学童保育（放課後児童クラブ）」及び「自宅」の割合が前回と比べ高くなっており、「習い事」の割合が前回と比べ低くなっていることが分かります。

小学校高学年（４～６年生）のときでは、「自宅」が 47.4%（前回 39.2%）と最も高く、次いで「習い事」が 37.0%（前回 45.1%）、「学童保育（放課後児童クラブ）」が 34.4%（前回 13.7%）、「祖父母宅や友人・知人宅」が 11.0%（前回 13.7%）、「放課後子ども教室」が 9.7%（前回 13.7%）、「児童館（自由来館）」が 8.4%（前回 14.7%）の順となっています。この結果により、主に「自宅」及び「学童保育（放課後児童クラブ）」の割合が前回と比べ高くなっており、「習い事」及び「児童館（自由来館）」の割合が前回と比べ低くなっていることが分かります。

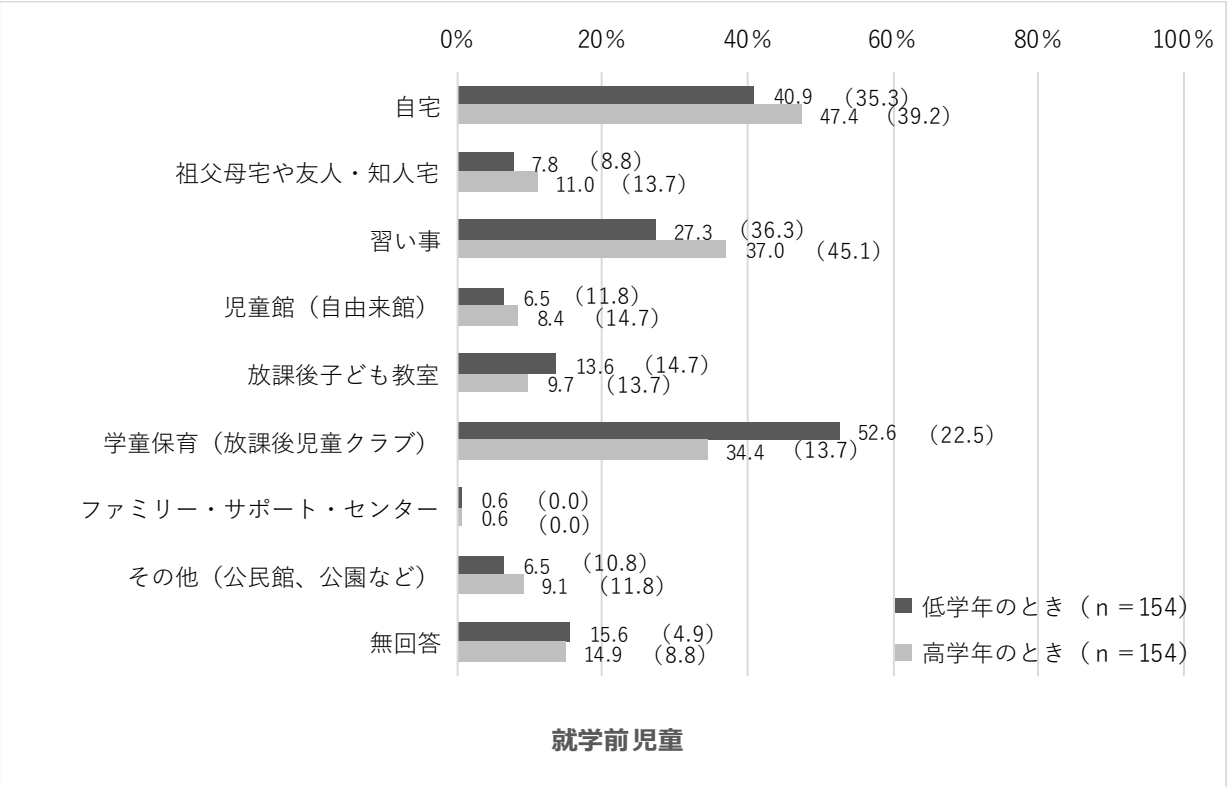

（２）小学生による放課後の過ごし方の意向

小学生	問 22	お子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

「自宅」が 69.7%（前回 71.8%）と最も高く、次いで「習い事」が 42.1%（前回 51.7%）、「学童保育（放課後児童クラブ）」が 23.0%（前回 25.8%）、「祖父母宅や友人・知人宅」が 11.8%（前回 17.2%）の順となっています。この結果により、主に「習い事」及び「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が前回と比べ低くなっていることが分かります。

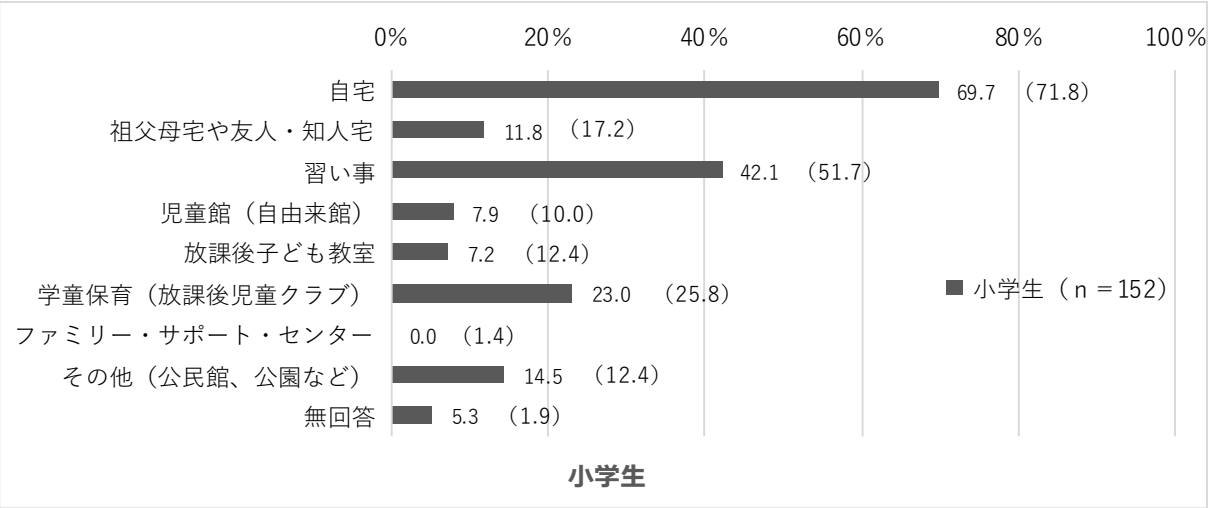

（３）子どもがよく利用する公共施設

小学生	問 23	お子さんがよく利用する公共施設は何ですか。

「公園」が 57.2%（前回 51.2%）と最も高く、次いで「図書館」が 27.6%（前回 36.4%）、「児童館」が 19.7%（前回 29.7%）、「体育施設（プールも含む）」が 13.2%（前回 16.3%）の順となっています。この結果により、主に「公園」の割合が前回と比べ高くなっており、「図書館」及び「児童館」の割合が前回と比べ低くなっていることが分かります。

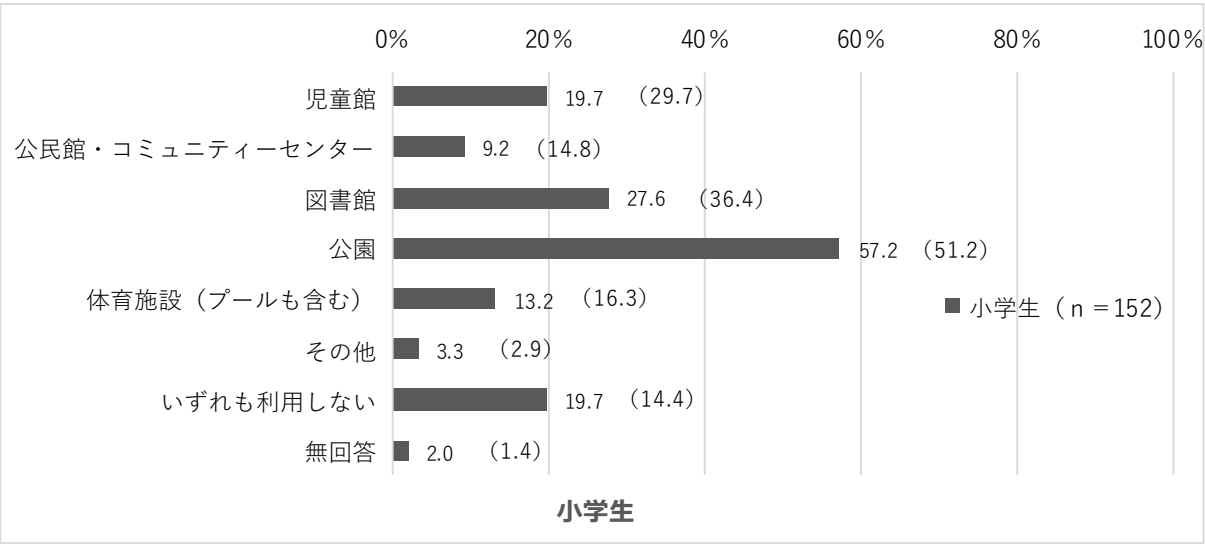

（４）小学生による地域活動やグループ活動の参加状況･参加意向

小学生	問 24	お子さんが参加したことがある、もしくは今後参加させたい地域活動やグループ活動の種類は何ですか。

「スポーツ活動」が 51.3%（前回 54.5%）と最も高く、次いで「子ども会活動」が 34.9%（前回 58.4%）、「文化・音楽活動」が 34.2%（前回 29.2%）、「児童館で催す行事」が 34.2%（前回 41.6%）、「キャンプ等の野外活動」が 21.1%（前回 23.9%）の順となっています。この結果により、主に「子ども会活動」及び「児童館で催す行事」の割合が前回と比べ低くなっており、「文化・音楽活動」の割合が前回と比べ高くなっていることが分かります。

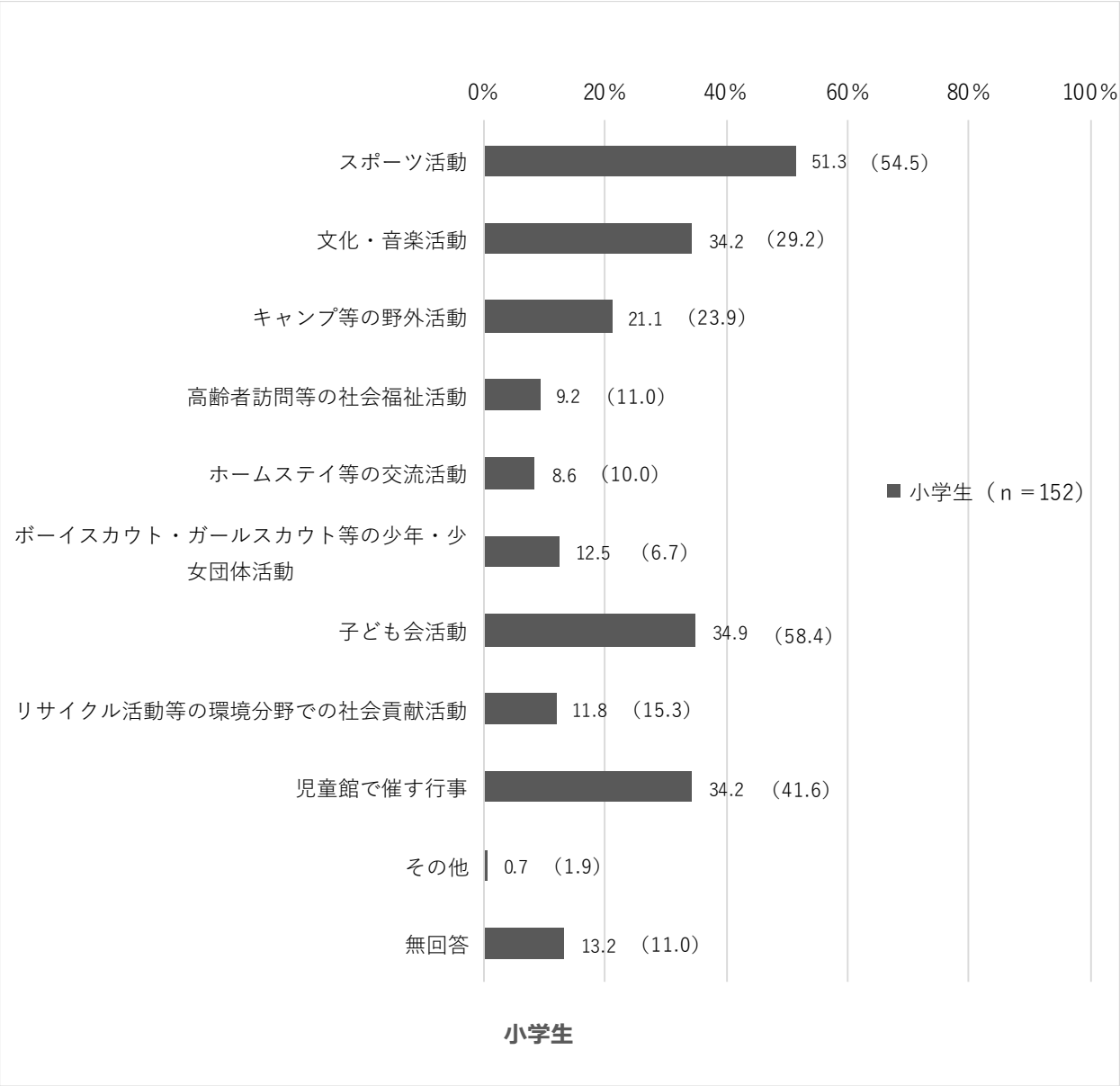

2-6 保護者の就労状況

（１）現在の家庭類型

就学前児童では、「フルタイム×フルタイム」が 39.6%（前回 34.4%）と最も高く、次いで「フルタイム×パートタイム」が 24.9%（前回 32.5%）、「専業主婦（夫）」が 20.9%（前回 22.8%）、「ひとり親」が 7.9%（前回 6.4%）の順となっています。この結果により、主に「フルタイム×フルタイム」の割合が前回と比べ高くなっており、「フルタイム×パートタイム」の割合が前回と比べ低くなっていることが分かります。

小学生では、「フルタイム×パートタイム」が 36.2%（前回 41.6%）と最も高く、次いで「フルタイム×フルタイム」が 28.3%（前回 28.2%）、「専業主婦（夫）」が 14.5%（前回 14.8%）、「ひとり親」が 14.5%（前回 10.5%）の順となっています。この結果により、主に「フルタイム×パートタイム」の割合が前回と比べ低くなっていることが分かります。

※母親と父親の現在の就労状況から、家庭類型（就労形態の組み合わせ）を算出
※パートタイムにアルバイトを含む
※産休・育休・介護休業中の場合は、フルタイム、パートタイムのそれぞれに含む

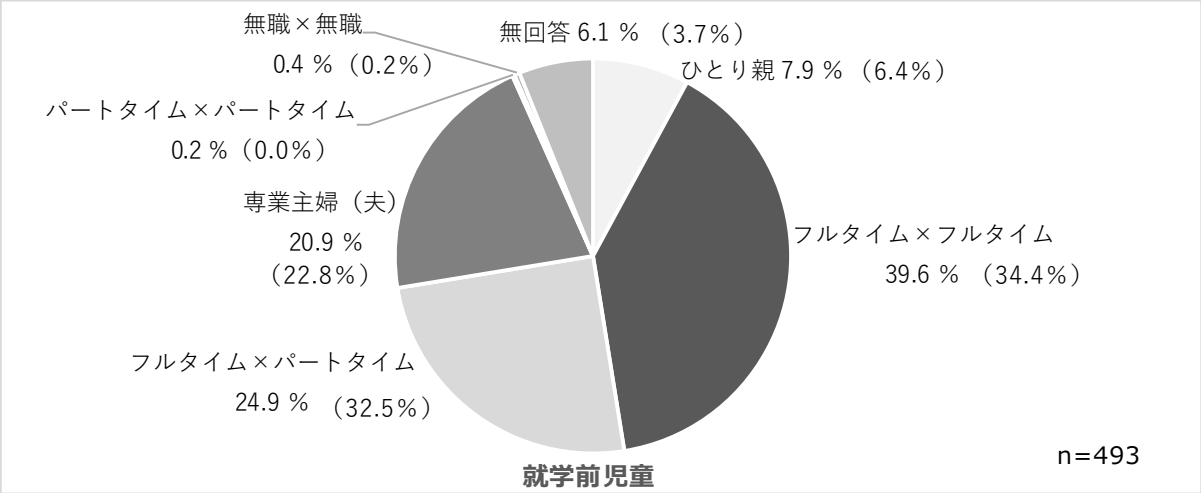

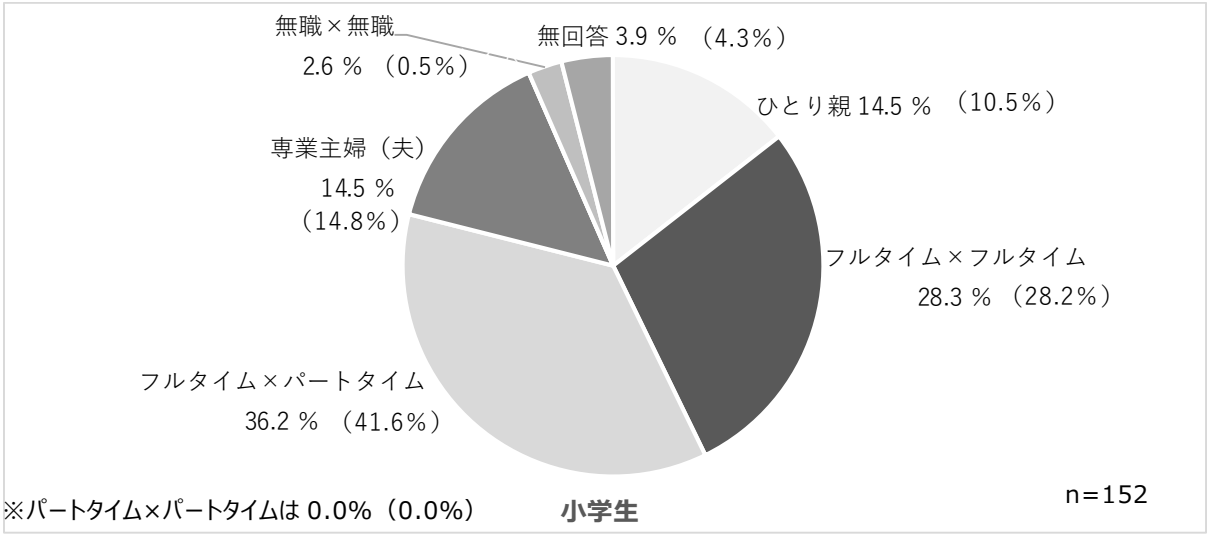

3　前計画の実施状況

第２期大泉町子ども・子育て支援事業計画の実施状況は次のとおりです。

施策	主な事業	５か年の総評
1-1　親と子の健康の確保	母子健康手帳の交付（追加）	母子健康手帳を交付することで、母子の健康状態を記録し、健康管理に活用してもらうことができた。
	予防接種事業	予防接種を行うことにより感染症の発生の予防と蔓延の防止、公衆衛生の向上の増進を図ることができた。
	妊産婦健康診査事業	妊産婦健康診査受診票を配布し、健康診査の実施を医療機関委託や助成金により支援することで、妊娠期を健康に過ごし、安全に分娩できるよう支援できた。
	新生児聴覚検査事業（追加）	聴覚障害の早期発見・早期療養を図るため、新生児聴覚検査を医療機関委託や助成金により支援した。
	乳幼児・１歳６か月児・３歳児健康診査事業	子どもの発達の節目に、身体・精神発達のチェックを行い、疾患や障害の早期発見に努め、育児に関する相談および助言を行った。
	乳児家庭全戸訪問事業（追加）	生後４か月までの乳児のいる家庭への訪問を実施し子育て支援に関する情報の提供や養育環境等を把握した。
	特別の理由による任意予防接種費用助成事業（追加）	骨髄移植その他の理由により、予防接種法に基づき接種した定期の予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された者またはその保護者に対し、予防接種の再接種に要した費用の助成を行った。
	風しん予防接種費用助成事業（追加）	風しんの流行及び先天性風しん症候群の発生を予防するために、妊娠を希望する夫婦又は妊婦の夫に対し、風しん及び麻しん風しん混合予防接種費用の一部を助成した。
	育児等健康支援事業	乳幼児健康相談や健やか広場等を行い、育児環境の変化に応じた子育てを支援した。施設等で助産師などによる心身のケアや乳房ケアなどを行う産後ケア事業を実施した。また、令和５年度から、対象者を１歳未満に拡大し、利用しやすい環境を整えた。

施策	主な事業	５か年の総評
	健康づくり事業	両親学級や乳幼児健康診査等の事業において、妊婦乳幼児栄養指導事業や栄養相談を実施し、食に関する知識の普及・啓発を図った。
	不妊治療費助成事業	子どもを希望しながらも恵まれない夫婦への支援を図るため、不妊症にかかる医師の診断・治療に要した費用のうち、医療保険適用外の検査および治療費の一部を助成した。
	不育症治療費助成事業	不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦が不育症治療等を受けた際に、その治療費等の一部を補助し、経済的負担を軽減した。
	両親学級（追加）	妊婦及びその配偶者に妊娠・出産・育児に関する教育、保健指導を行った。また、相談に応じることにより妊婦の健康保持、増進を図った。
	子育て世代包括支援センター（追加）	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や専門的な見地から子育てに関する相談支援事業を実施し、子育て世代への切れ目のない支援を行った。
	妊娠・子育て応援事業（追加）	妊娠期から子育て期にわたり、面談等を通じて妊産婦及びその家族に寄り添い支援した。また、応援金の支給により経済的な負担軽減を図った。
1-2　障害のある子どもとその家庭への支援	心身障害児集団活動・訓練事業	放課後、学齢期にある心身障害児を対象に、施設において集団活動や社会適応訓練を行い、主体性、社会性を育成し、自立促進を図った。
	日中一時支援事業	心身障害児の介護を行う保護者が一時的に介護することができない場合に、あらかじめ登録している 24 時間対応サービスステーションに介護を委託し、心身障害児の福祉の増進と介護者の負担軽減を図った。
	難聴児補聴器購入支援事業（追加）	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対して、補聴器の購入、買換え又は修理に要した費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援した。
	障害児通所支援利用者負担助成事業	障害児通所支援を利用した際にかかる利用者負担額の一部を助成して、保護者の負担の軽減を図った。

施策	主な事業	５か年の総評
	障害児保育事業・学童保育対策事業	障害児保育事業では、施設に補助金を交付し、障害児を保育する体制を整備することができた。学童保育については、指定管理者と連携を図り、児童の安全を確保し、安心して児童を預けらる環境を整えた。
1-3　支援の必要な児童・家庭への対応	児童虐待防止対策事業	関係機関との連携及び協力の推進ができた。令和４年度から子ども家庭総合支援拠点事業として実施。
	児童扶養手当支給事業	現況届や県のヒアリングを受け、適正な運用ができた。
	就学奨励事業	児童生徒が経済的理由により教育の機会を失うことのないように制度周知の取り組みを継続的に行い、必要とする家庭への支援に繋いだ。
	子育て短期支援事業（追加）	児童を養育している保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設において一時的に養育又は保護を行うことにより、子育て世帯の負担軽減に繋がった。令和５年度から事業開始。
	子育て世帯訪問支援事業（追加）	家事・子育てなどに対して不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問支援員が訪問し、支援をおこなうことにより、子育て世帯の負担軽減に繋がった。令和６年度から事業開始。
1-4　子どもの人権擁護の推進	人権政策推進事業	新型コロナウイルス感染拡大の影響で事業を中止にせざるを得ない時期もあったが、最終年度には通常の事業を行い、各課・関係機関と連携して人権啓発事業を推進することができた。
	人権教育推進事業	コロナ禍において一時活動を縮小していたが、コロナ禍後には徐々に活動を再開し、講演会等の実施を通して、人権教育の推進について取り組む事ができた。
	児童虐待防止対策事業（再掲）	―

施策	主な事業	５か年の総評
	いじめ防止対策事業（追加）	町教育委員会・学校で連携しながら、いじめ防止に向けた取組を実施した。特に、町教育委員会主催の「いじめ防止子ども会議」を年１回開催し、スクールロイヤーからいじめ防止の講話を受けたり、各校代表の児童生徒がいじめ防止活動の取組を協議したりするなど、いじめ防止に向けて具体的に取り組んだ。
2-1　学校教育の充実	学力向上対策事業	全国学力・学習状況調査では全国平均値を下回っており、課題が見られた。町教育委員会や学校では定期的に学力向上に向けた研修会や資質向上研修を実施した。
	小学校英語教育推進事業	教育課程特例校を継続し、小学１年生から「外国語活動」の授業を実践した。ＪＴＥやＡＬＴと協力しながら、児童の英語の興味を高め、コミュニケーション力の育成を図ることができた。
	児童生徒の居場所作り事業（スマイル教室）（追加）	年度により来室者の増減が見られるが、不登校児童生徒に対して、学校や適応指導教室以外の居場所を提供でき、自分のペースで学習したり、相談員と交流したりすることができた。
	施設整備事業	南小学校及び西小学校の校舎長寿命化改修工事の実施や各校の施設改修工事等、安心できる教育環境の整備を行うことができた。
	思春期における保健福祉体験学習事業	中学生を対象に乳幼児やその保護者とふれあうなかで命の大切さや子育てに関する学習を行い、母性・父性の存在や命の尊厳等について理解する場を提供した。
2-2　放課後の居場所づくり	放課後子ども教室	コロナ禍において回数や参加人数を減らし、活動内容についても考慮しながら実施していたが、コロナ禍後は月２回程度活動を実施し、児童の放課後における体験・交流の機会を提供することができた。
	学童保育対策事業	学童保育については、指定管理者と連携を図り、児童の安全を確保し、安心して児童を預けらる環境を整えた。

施策	主な事業	５か年の総評
	子どもの生活・学習支援（追加）	NPO 法人の協力により、毎週木曜日・金曜日の夜に学習支援を実施した。保護者からの小学校高学年の児童への参加要望を受けて小学校高学年も受け入れており、多くの児童生徒を支援した。
2-3　家庭や地域による子育て力・教育力の向上	児童健全育成事業	高齢者との交流事業等、地域社会で世代間の交流が図れるような場所を提供することができた。
	家庭教育学級事業	コロナ禍には密にならない方法にて講座を実施するなど、その時々に合った方法や内容を検討しながら、子どもの各成長過程において、親子の在り方を学ぶ機会を提供することができた。
	青少年健全育成事業	コロナ禍には書面会議として実施するなど、会議の開催方法を検討し、家庭・学校・地域が一体となって青少年の健全育成を推進するための情報交換会を行い、青少年の健全育成に取り組んだ。
3-1　子育て支援のネットワークづくりの充実	緊急一時保育事業	町内の私立保育園で実施しており、保護者の育児負担の軽減を図ることができた。
	病児・病後児保育事業	保育中に体調不良になった児童を看護師が看護することで、児童の安全確保や保護者の不安を解消することができた。
	休日保育事業	土曜保育は実施しているが、日曜・祝日保育の実施には至っていない。
	地域子育て支援センター事業	町内の私立保育園に委託し、ふれあい遊びや児童との交流、育児相談などを通じて、保護者の育児不安の解消や育児負担の軽減を図ることができた。
	ファミリー・サポート・センター事業	援助を受けたい人（おねがい会員）と行いたい人（まかせて会員）が、センターを通じて育児の助け合いを行うことにより、子育て中の保護者の日常生活を支援することができた。令和５年度から利用料金の補助拡充（１時間あたり３００円）を行い、利用者の負担軽減を図った。

施策	主な事業	５か年の総評
3-2　子育て家庭への経済的支援の充実	福祉医療事業	適切な資格の管理と福祉医療費の支給を行い、対象者の健康管理の向上に寄与した。 令和５年４月からは、子どもの対象を中学生から高校生世代まで条件をつけずに拡大し、より一層子ども・子育て支援を充実させた。
	特別の理由による任意予防接種費用助成事業（再掲）	―
	風しん予防接種費用助成事業（再掲）	―
	不妊治療費助成事業（再掲）	―
	不育症治療費助成事業（再掲）	―
	難聴児補聴器購入支援事業（再掲）	―
	障害児通所支援利用者負担助成事業（再掲）	―
	子育て育児用品購入費等助成金交付事業（追加）	１歳未満の乳児を育てる子育て世帯に対し、育児用品の購入費を助成し、経済的負担の軽減を図ることができた。令和４年度にて事業廃止（令和５年度は経過措置期間）。
3-3　子育てを支援する環境・安全の確保	交通安全施設整備事業	警察、学校等の要望や通学路等の合同点検、道路パトロール等により、危険箇所を把握し、交通安全施設を設置することで、交通事故の防止を図ることができた。
	交通安全活動推進事業	交通指導員等と協力し、街頭指導を実施することで、通学児童の見守り体制を強化することができた。
	交通安全学習事業	警察や群馬県等と協力し、交通安全教室等を実施することで、交通安全意識の高揚を図ることができた。
	防犯活動事業	警察等と協力し、防犯出前講座等を実施することで、防犯意識の高揚を図ることができた。
	防犯灯設置及び管理事業	自治会等の要望や職員の現場確認により、防犯灯を設置することで、犯罪が発生しにくい環境整備をすることができた。
	歩道バリアフリー化事業	交差点部の歩道のバリアフリー化工事を実施し、快適な歩行空間の整備を行った。
	都市公園管理事業	遊具点検結果により、修繕や更新を適宜行い、利用者の安全を図った。

施策	主な事業	５か年の総評
4-1　地域における子どもの居場所づくりの推進	児童館管理運営委託事業	各児童館での行事や親子教室、あかちゃん広場等を開催し親子間の交流の場を提供できた。
	子ども会育成連絡協議会補助事業	コロナ禍において多くの行事が中止になったが、規模を縮小し開催した行事では子どもの居場所を提供することができた。
	学童保育対策事業（再掲）	―
4-2　仕事と家庭を両立するための支援	労働対策事業	事業者への補助金の交付やチラシの配布等により、女性の雇用確保と職場におけるワークライフバランスの推進を支援した。
	男女共同参画推進事業	新型コロナウイルス感染拡大の影響で事業を一部中止にせざるを得ない時期もあったが、最終年度には通常の事業を行い、各課・関係機関と連携して男女共同参画を推進することができた。
4-3　地域の人材、施設、社会資源を活用した子育て支援	母親クラブ補助事業	地域児童の健全育成のためのボランティア活動を支援することができた。
	地域子育て支援センター事業（再掲）	―
	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	―
	子ども食堂事業（追加）	子ども食堂に要する経費を補助することにより、子どもの孤食の防止及び居場所の確保並びに地域間及び世代間の交流を図った。

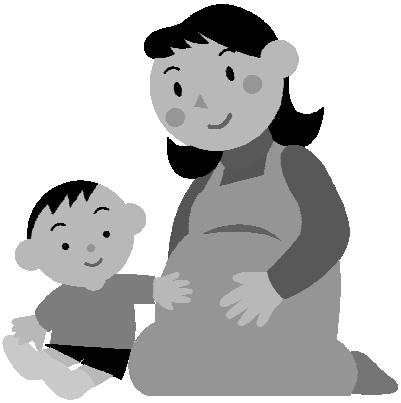

第3章

計画の基本的な考え方

1　大泉町の子育てに関わる課題

（１）安心して子どもを産み育てられる取組の推進

アンケート調査結果では、日常的や緊急時に“子どもをみてもらえる親族や知人”がいる人が８割強いる一方で、「いずれもいない」の回答も２割弱あり、前回の調査と比べ増加傾向にあります。また、多くの保護者に“気軽に相談できる人”が「いる」という一方で、「いない」との回答も１割強みられ、特に小学生の保護者に係る相談できる人や場所が少ないという課題が確認できます。

妊娠・出産・育児・子育てと保護者にとって環境が大きく変化していく中で、不安の解消のために専門機関による訪問や気軽に相談できる体制づくり、子どもの成長に応じて必要な支援が受けられることがとても重要です。

また、学校、地域などの関係機関が子どもの見守り体制を強化し、児童虐待の未然防止・早期発見に繋げることが重要です。

（２）良質かつ適正な教育環境づくり

アンケート調査結果では、教育を含む子育てに関して、保育士や学校教諭を相談相手としている家庭が増えています。

子どもがのびのびと育ち、自分の持つ可能性を最大限に伸ばし、自分らしさを発揮する中で、社会で果たす役割や意義を見つけられるよう、社会全体で子どもを支える教育環境づくりを進めていく必要があります。また、いじめ・不登校・ヤングケアラーなど複雑かつ多様な課題に対応できるように学校、家庭、地域及び関係機関が連携した指導体制や相談体制などの環境整備･充実が必要です。

（３）仕事と子育てが両立できる支援体制づくり

アンケート調査結果では、就学前児童のいる多くの家庭が認定こども園・認可保育園・幼稚園等の利用を希望しています。女性の社会進出や働き方の多様化などにより、こうした傾向は今後も続くことが予想されます。

働きながら子育てできる環境を整えていくには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス)に配慮した社会の実現を推進していくとともに､多様な保育サービスから必要なものを選択することができ、十分にサービスが利用できる体制を整備することが必要となります。

（４）人と人とのつながりのある地域づくり

アンケート調査結果では、児童が小学校入学後、放課後は学童保育で過ごすことを希望する家庭が多くなっています。すべての子どもは、夢と希望に満ちたかけがえのない存在です。子どもは、家庭や地域で多くの人々に見守られながら、感性豊かに自らの意志で成長していく権利があります。子どもの居場所づくりや貧困対策をより進めるために、地域や関係機関等との連携をより強めていくなど、地域社会が子どもの育ちを見守る環境づくりがとても重要となっています。

2　計画の基本理念

本町は、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～」における将来都市像「住んでみたい　住み続けたいまち　おおいずみ」を実現するため、「未来へつなぐ　魅力あふれるまちづくり」を基本理念として、まちづくりを進めています。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな成長と子育てを社会全体で支えていくことは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、本町をより一層発展させるための未来への投資となります。

本町の現状と課題を踏まえ、社会全体で子育て支援の質・量を充実させ、笑顔あふれる元気なまちづくりのために、前計画を引き継ぎ、「第３期大泉町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を次のように定めます。

健やかに　みんなで　子ども育む　大泉町

3　計画の基本的な視点

本町の現状・課題を踏まえ、本計画の推進にあたっての「基本的な視点」については、前計画を引き継ぎ、以下の８つとします。

子どもの視点

子どもを町民のひとりとして尊重し、子どもの視点に立って、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重した計画とします。

次代の親づくりという視点

長期的な視野に立ち、豊かな人間性、自他に対し責任を持った自律、次代の親となるという自覚を持って自立できる子どもたちを育む環境づくりを進めていきます。

すべての子どもと家庭への支援という視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、専業主婦や専業主夫、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭など、すべての子どもと家庭を支援します。

サービスの質とサービス利用者の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービスの量を確保し、質を向上させることが重要です。

サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、サービスに関わる人の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援という視点

結婚・妊娠・出産・育児に対する希望の実現と、子どもを産み育てたいと思えるまちづくりのために、ライフステージ（年齢に伴って変化する生活環境）の各段階に応じたきめ細かい、切れ目のない支援を実施します。

仕事と生活の調和の実現という視点

仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして重要になっています。事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、町と企業が連携して仕事と生活の調和の実現に取り組んでいきます。

社会全体による支援という視点

子育ての基本は家庭にあるという認識のもとに、町や企業、地域社会などあらゆる分野におけるすべての構成員、すべての町民が協働し、社会全体で支援していける仕組みづくりを推進します。

地域特性と社会資源の効果的な活用という視点

本町の地域特性である外国籍住民の比率の高さも考慮し、日本人の家庭はもちろん、外国籍の家庭に対しても生活習慣や価値観の違いを考慮した上で、人材や施設などあらゆる社会資源を活用しながら、すべての家庭に健全な子育て環境を確保します。

4　計画の基本方向

4-1　基本目標

基本目標１　子どもがいきいきと育つまちづくりの推進

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割で、本町に生まれ育つ子どもが、親の愛情に包まれ健やかに成長する中で、自分の個性をのびのびと育み、能力を最大限に高め、発揮することができるまちづくりに努めます。

基本目標２　心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

次代を担う子どもたちが、さまざまな体験活動や地域活動を実施する中で、心身が健やかに成長し、子どもがいきいきと育つ教育環境の整備を推進します。

基本目標３　安心して子どもを育てることができる環境づくりの推進

子育て情報の提供・相談体制の充実、子育てと社会参加の両立支援など、すべての子育て家庭を対象に、子どもが環境や家庭の経済状況に左右されることなく、子どもの年齢に合った質の高いサービスを切れ目なく利用できる環境づくりを進めます。

また、地域に子育て交流・支援の輪をつくることを促進するとともに、安全な道路交通等の整備やバリアフリー化などにより、子育てにやさしく、心豊かに生活できる安全・安心な環境づくりに努めます。

基本目標４　地域が支えあい子育てをするまちづくりの推進

子育てに関するニーズの複雑化や多様化が進んでいる中で、地域において活動するNPO法人、地域活動組織等あらゆる立場の人が、子どもの健やかな成長を応援し、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるような支援体制を整備します。また、学校施設、公民館、児童福祉施設等の各種公共施設や、さまざまな社会資源を十分に活用した取組を進め、地域全体で子育てを支えていきます。

4-2 計画の施策体系

基本目標１ 子どもがいきいきと育つ まちづくりの推進	1-1　親と子の健康の確保	母子健康手帳の交付
		予防接種事業
		妊産婦健康診査事業
		新生児聴覚検査事業
		乳幼児（1･4･7か月児、２歳児歯科）・１歳６か月児・３歳児健康診査事業
		乳児家庭全戸訪問事業
		特別の理由による任意予防接種費用助成事業
		風しん予防接種費用助成事業
		育児等健康支援事業
		健康づくり事業
		不妊治療費助成事業
		不育症治療費助成事業
		両親学級
		子育て世代包括支援センター事業
		妊娠・子育て応援事業
	1-2　障害のある子どもとその家庭への支援	心身障害児集団活動・訓練事業
		日中一時支援事業
		難聴児補聴器購入等支援事業
		障害児通所支援利用者負担助成事業
		障害児保育事業・学童保育対策事業
	1-3　支援の必要な児童・家庭への対応	子ども家庭総合支援拠点事業
		児童扶養手当支給事業
		就学奨励事業
		子育て短期支援事業
		子育て世帯訪問支援事業
	1-4　子どもの人権擁護の推進	人権政策推進事業
		人権教育推進事業
		子ども家庭総合支援拠点事業（再掲）
		いじめ防止対策事業
基本目標２ 心身の健やかな成長に資する 教育環境づくりの推進	2-1　学校教育の充実	学力向上対策事業
		小学校英語教育推進事業
		児童生徒の居場所作り事業（スマイル教室）
		日本語指導助手配置事業（多言語サロン）（追加）
		ヤングケアラー対策事業（追加）
		スクールソーシャルワーカー配置事業（追加）
		施設整備事業
		英語教育推進事業（追加）
	2-2　放課後の居場所づくり	放課後子ども教室
		学童保育対策事業
		子どもの生活・学習支援
	2-3　家庭や地域による子育て力・教育力の向上	児童健全育成事業
		家庭教育学級事業
		青少年健全育成事業
基本目標３ 安心して子どもを育てることができる 環境づくりの推進	3-1　子育て支援のネットワークづくりの充実	一般型一時預かり事業
		病児保育事業
		休日保育事業
		地域子育て支援センター事業
		ファミリー・サポート・センター事業
	3-2　子育て家庭への経済的支援の充実	福祉医療事業
		特別の理由による任意予防接種費用助成事業（再掲）
		風しん予防接種費用助成事業（再掲）
		不妊治療費助成事業（再掲）
		不育症治療費助成事業（再掲）
		難聴児補聴器購入等支援事業（再掲）
		障害児通所支援利用者負担助成事業（再掲）
	3-3　子育てを支援する環境・安全の確保	交通安全施設整備事業
		交通安全活動推進事業
		防犯活動事業
		歩道バリアフリー化事業
		都市公園管理事業
基本目標４ 地域が支えあい子育てをする まちづくりの推進	4-1　地域における子どもの居場所づくりの推進	児童館管理運営委託事業
		子ども会育成連絡協議会補助事業
		学童保育対策事業（再掲）
	4-2　仕事と家庭を両立するための支援	勤労者福利厚生事業
		男女共同参画推進事業
	4-3　地域の人材、施設、社会資源を活用した子育て支援	母親クラブ補助事業
		地域子育て支援センター事業（再掲）
		ファミリー・サポート・センター事業（再掲）
		子ども食堂事業

5 計画の推進

（１）取組方針

本計画は、本町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組んでいく必要があります。

また、子育て支援は社会全体で解決する問題であるという視点から、本町のすべての家庭や事業主、子育て支援活動をしている団体をはじめとした、すべての町民と行政が協力して計画を推進します。

（２）大泉町子ども･子育て会議の設置

毎年度の計画実施状況の把握と検討を行うために、町民の代表や学識経験者、関係機関からなる「大泉町子ども・子育て会議」を活用していきます。

（３）計画の進捗管理と点検･評価

本計画の推進にあたっては、各年度において実施状況を一括して把握・点検・評価し、その結果を今後の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

そこで、庁内の関係各課の連携の下に、毎年度実施状況を把握・点検し、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、町民等と協力して多くの意見を取り入れながら、各施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、町民や関係団体等の意見を反映させるため設置した、「大泉町子ども・子育て会議」を活用し、本計画の評価・改善を継続的に進めていきます。

さらに、本計画の中心である「子ども」や「子育て家庭」の声を生かせるよう、計画を実施しながら見直しを行っていきます。

第４章

施策の展開

基本目標１　子どもがいきいきと育つ まちづくりの推進

１-１　親と子の健康の確保

妊娠期から出産、育児における切れ目のない支援として、相談しやすい体制づくり、妊娠届出の際の情報提供や医療機関との連携について、子育て世代包括支援センターを中心に取組を推進します。

また、成長段階に合わせた健康診査、成長・発達・栄養・子育て等に関する相談事業、訪問事業、保健指導を行い、保護者の健康状態や生活・育児状況等を把握するとともに、乳幼児の疾病、発達障害の早期発見・早期支援を行います。健康診査の未受診者を把握し、すべての乳幼児が保健サービスを受けられるように努めます。

事業名	事業概要	担当課
母子健康手帳の交付	母子の健康状態を記録し、健康管理に活用してもらうことを目的として交付します。	健康づくり課
予防接種事業	感染症の発生の予防と蔓延の防止、公衆衛生の向上の増進を図ることを目的として、個別接種方式で実施します。	健康づくり課
妊産婦健康診査事業	妊婦の期間を健康に過ごし、安全な出産ができるよう 14 回分の妊婦健康診査受診票を配布するとともに、出産後間もない頃の精神状態を確認し、安心した子育てができるよう２回分の産婦健康診査受診票を交付します。また、健康診査の実施を医療機関委託や助成金により支援します。	健康づくり課
新生児聴覚検査事業	聴覚障害は、早期に発見し適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療養を図るため、新生児聴覚検査を医療機関委託や助成金により支援します。	健康づくり課
乳幼児（1･4･7 か月児、２歳児歯科）・１歳６か月児・３歳児健康診査事業	１か月児健康診査を医療機関委託により実施し、他の健康診査については、子どもの発達の節目に、身体・精神発達のチェックを行い、障害の早期発見に努め、育児に関する相談及び助言を行います。	健康づくり課

事業名	事業概要	担当課
乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児のいる家庭への訪問を実施し、子育て支援に関する情報の提供や養育環境等を把握します。	健康づくり課
特別の理由による任意予防接種費用助成事業	骨髄移植その他の理由により、予防接種法に基づき接種した定期の予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された者またはその保護者に対し、予防接種の再接種に要した費用の助成を行います。	健康づくり課
風しん予防接種費用助成事業	風しんの流行及び先天性風しん症候群の発生を予防するために、妊娠を希望する夫婦または妊婦の夫に対し、風しん及び麻しん風しん混合予防接種費用の一部を助成します。	健康づくり課
育児等健康支援事業	育児相談、出産時タクシー利用料金助成事業、健やか広場、あそびの教室、産後ケア事業、幼児相談などを行い、育児不安の解消、多様な人間関係を経験する機会の提供など、子どもや家庭を取り巻く環境づくりの基盤整備を総合的に推進します。	健康づくり課
健康づくり事業	妊婦乳幼児栄養指導事業や栄養相談を実施し、食に関する知識の普及・啓発をします。	健康づくり課
不妊治療費助成事業	子どもを希望しながらも恵まれない夫婦への支援を図るため、不妊症にかかる医師の診断・治療に要した費用のうち、医療保険適用外の検査及び治療費の一部を助成します。	健康づくり課
不育症治療費助成事業	不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦が不育症治療等を受けた場合に、その治療費等の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	健康づくり課
両親学級	妊婦及びその配偶者に妊娠・出産・育児に関する教育、保健指導を行います。また、相談に応じることにより母性の健康保持、増進を図ります。	健康づくり課
子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や専門的な見地から子育てに関する相談支援事業を実施し、子育て世代への切れ目のない支援を行います。	健康づくり課 こども課

事業名	事業概要	担当課
妊娠・子育て応援事業	妊娠期から子育て期にわたり、面談等を通じて妊産婦及びその家族に寄り添い、支援します。また、応援金の支給により経済的な負担軽減を図ります。	健康づくり課

1-2 障害のある子どもとその家庭への支援

健康診査、各種支援事業により、障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、幼稚園、保育園、認定こども園、放課後学童クラブ等においても障害のある子どもの受け入れを充実します。

また、「第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画」との整合性を図りながら、きめ細かな相談やサービスの実施体制の整備を図り、障害のある子どもとその家庭の日常生活の支援に努めます。

事業名	事業概要	担当課
心身障害児集団活動・訓練事業	放課後、学齢期にある心身障害児を対象に、施設において集団活動や社会適応訓練を行い、主体性、社会性を育成し、自立促進を図ります。	福祉課
日中一時支援事業	心身障害児の介護を行う保護者が一時的に介護することができない場合に、あらかじめ登録している24 時間対応サービスステーションに介護を委託し、心身障害児の福祉の増進と介護者の負担軽減を図ります。	福祉課
難聴児補聴器購入等支援事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対して、補聴器の購入、買換え又は修理に要した費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援します。	福祉課
障害児通所支援利用者負担助成事業	障害児通所支援を利用した際にかかる利用者負担額の一部を助成して、保護者の負担の軽減を図ります。	福祉課
障害児保育事業・学童保育対策事業	保育園等に通うことができる障害児を保育するとともに、放課後学童クラブにおいても障害児の受け入れを充実していきます。	こども課

1-3 支援の必要な児童・家庭への対応

育児不安、負担感の増加、保護者の経済的な不安の増大、心理的・身体的児童虐待の増加など、子育て家庭を取り巻く問題が多様化し、社会問題化しています。それぞれの問題が複合していることもあり、各関係機関が協力して対応に臨む必要があります。

そのため、相談体制の充実、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、地域など見守り体制づくりを強化し、児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止に努め、適切な対応がとれるように連携を深めていきます。

また、ひとり親家庭においては、生活が安定し、自立できるように、経済的支援、就学支援に取り組んでいきます。

事業名	事業概要	担当課
子ども家庭総合支援拠点事業	児童虐待防止の啓発を行い、児童虐待の未然防止を図ります。 また、要保護児童対策地域協議会を定期的に実施し、要保護児童の早期発見、再発防止のための連携を深めます。	こども課
児童扶養手当支給事業	子どもを監護し、生計を同じくするひとり親家庭に対して、手当を支給します（所得制限あり）。	こども課
就学奨励事業	経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に要する経費の援助を行います。	教育管理課
子育て短期支援事業	疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、施設等において一時的に養育または保護を行います。	こども課
子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・育児等の支援を行います。	こども課

1-4 子どもの人権擁護の推進

本町では、「人権尊重と福祉の町宣言」の５つの指針の一つに、「子供たちを愛し、心身ともに健やかに育てよう。」を掲げています。また、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、人権が擁護されたまちづくりを推進しています。

子どもを取り巻く環境が多様化し、問題が複雑化している現状を踏まえ、子どもが心豊かに育ち、自分らしく生きるために、子ども、大人の双方への人権教育を推進します。

また、いじめを未然に防止するための取組の強化を図ります。

事業名	事業概要	担当課
人権政策推進事業	「大泉町人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、各課・関係機関と連携して人権啓発事業を推進します。	多文化協働課
人権教育推進事業	人権問題の正しい理解に向けて、積極的な啓発運動の実践を行うとともに、人権教育の充実に向けた研修を行います。 また、人権啓発映画の上映や人権啓発作文の発表、人権啓発作品展、著名人の講演などを実施し、人権尊重の意識向上を図ります。	生涯学習課
子ども家庭総合支援拠点事業（再掲）	児童虐待防止の啓発を行い、児童虐待の未然防止を図ります。 また、要保護児童対策地域協議会を定期的に実施し、要保護児童の早期発見、再発防止のための連携を深めます。	こども課
いじめ防止対策事業	町教育委員会、学校は、「いじめ防止基本方針」に基づき、学校の内外を問わずいじめを防止し、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組める教育活動を推進します。 町教育委員会主催の「いじめ防止子ども会議」を開催し、児童生徒が主体となっていじめ防止活動に取り組めるようにします。また、互いに認めあうことのできる人間関係づくりを行うとともに「心を育てる大泉町ルールブック」、「大泉町情報モラル実践事例集」を活用し、いじめの未然防止に努めます。	教育指導課

基本目標２　心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

2-1　学校教育の充実

次代の担い手である子どもが、確かな学力を身につけ、個性豊かに、健康的に、夢や希望の実現に向けて努力していくことができるように、学校教育を総合的に推進し、子どもの状況に応じたきめ細かな教育の充実に努めます。

近年、子どもを取り巻く環境が多様化する中、地域社会において学校の果たすべき役割が増えてきています。家庭・地域と学校の連携・協力を図り、開かれた学校づくりに努めます。

事業名	事業概要	担当課
学力向上対策事業	各小中学校に勤務する教職員の指導力の向上を目指し、教職員の研修会や先進地の研修視察を実施します。	教育指導課
小学校英語教育推進事業	国際化社会のなかで他の国の文化や生活を理解し、人々と関わり合おうとする態度や、英語によるコミュニケーション能力を身につけた児童を育成することを目的とし、教育課程特例校として小学校１年生から英語教育を実践します。	教育指導課
児童生徒の居場所作り事業(スマイル教室)	不登校の児童生徒に対して、自分のリズムで時間を過ごし、安心して生活できる居場所を提供し、人間関係や学習習慣の構築を目指します。	教育指導課
日本語指導助手配置事業（多言語サロン）（追加）	町内の学校に編入する日本語を理解していない外国籍児童生徒に対して、基礎的な日本語の学習や日本の学校生活を理解する機会を提供し、日本の学校生活を円滑に送ることができるように支援します。	教育指導課
ヤングケアラー対策事業（追加）	ヤングケアラーコーディネーターを配置し、学校と情報共有を図りながら、町役場内の関係各課や地域の関係団体と連携して、ヤングケラーを持つ家庭を援助します。	教育指導課
スクールソーシャルワーカー配置事業（追加）	スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、学校と連携しながら援助が必要な保護者に寄り添い、様々な福祉的な支援につなげ、不登校等の課題解決を図ります。	教育指導課

事業名	事業概要	担当課
施設整備事業	施設改修等を実施し、安心して生活できる学校を整備します。	教育管理課
英語教育推進事業（追加）	保育施設や児童館にＡＬＴ等を配置し、就学前から日常的に英語に慣れ親しめる環境を整え、幼児期からの英語教育を充実させます。	こども課

2-2 放課後の居場所づくり

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められていることから、放課後学童クラブ等の実施にあたっては、各学校で使用できる余裕教室等の活用を図ります。

また、学校施設等を活用し、地域住民などさまざまな人材の協力を得て体験・交流活動などを行う放課後子ども教室を実施していきます。

さらに、放課後学童クラブにて、児童の学力向上に取り組み、よりよい放課後の教育環境づくりに努めます。

事業名	事業概要	担当課
放課後子ども教室	学校や児童館と連携しながら、放課後等に児童が安全かつ安心に活動できる拠点を設け、地域の方々などの参画を得て、学童児童も含めたすべての児童を対象に多様な活動・交流等の体験ができる機会を提供します。	生涯学習課
学童保育対策事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の健全な育成のために、適切な遊び及び生活の場の提供、宿題や自主学習を行っていく中で、学ぶ楽しさをサポートする学習サポートを実施します。	こども課
子どもの生活・学習支援	福祉的な支援が必要な世帯の中学生等に対して、学校の勉強の補習、勉強の習慣づけといった学習面での支援や子どもが安心して通える居場所の提供を行っているNPO法人を支援します。	教育指導課

2-3 家庭や地域による子育て力･教育力の向上

核家族化、少子化、地域とのつながりの希薄化等により、家庭や地域の子育て力・教育力の低下が問題となっています。各家庭の状況や多様なニーズを踏まえるとともに、親への学習機会の提供や地域の支援者へのスキルアップの機会の提供を図っていきます。

また、子育てや教育に関する情報を積極的に発信し、町民が正しく情報を共有し、学習・体験の機会を活用できる体制を整えます。性や暴力に関する過激な情報などの有害な環境を排除し、家庭と地域・学校が連携して、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

事業名	事業概要	担当課
児童健全育成事業	自然体験活動や高齢者とのふれあい事業を開催し、多世代との交流を通じ、地域との連携強化を図ります。	こども課
家庭教育学級事業	就学前児童、小学生、中学生を持つ保護者を対象とした家庭教育学級を開催し、子どもの各成長過程で親子の在り方を学ぶ機会を提供します。	生涯学習課
青少年健全育成事業	青少年問題協議会や青少年健全育成運動推進会議等を開催し、家庭・学校・地域が一体となって青少年の健全育成を推進します。	生涯学習課

基本目標３　安心して子どもを育てることができる環境づくりの推進

3-1　子育て支援のネットワークづくりの充実

子育てをしながら仕事をしている家庭が多く、その就労形態も多様化していることから、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しを行う環境づくりが求められています。

また、親同士が気軽に情報交換や相談できる場を提供することは、子育ての不安や負担を軽減させるために重要です。保育園、幼稚園、認定こども園、児童館等の地域の身近な場所を子育て支援拠点の場として活用していきます。

また、育児負担の軽減や保育する人がいない時間に子どもを預けられる場として、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等の活用を推進します。

事業名	事業概要	担当課
一般型一時預かり事業	保護者の傷病、冠婚葬祭、育児疲れ等の理由により一時的に家庭保育が困難となる児童を預かり、育児負担の軽減を図ります。	こども課
病児保育事業	看護師が、保護者が迎えに来るまでの間、保育中に体調不良になった児童を看護する体調不良児対応型を実施します。	こども課
休日保育事業	保護者の就労等により、日曜日や祝日において家庭保育が困難となる児童を保育園等で預かる事業の実施に向けて調整を行います。	こども課
地域子育て支援センター事業	ふれあい遊びや児童との交流、育児相談などを通じて、保護者の育児不安の解消や育児負担の軽減を図ります。	こども課
ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人（おねがい会員）と行いたい人（まかせて会員）が、センターを通じて育児の助け合いを有料で行います。 また、ママヘルプ事業による家事援助も実施し、子育てを支援します。	こども課

3-2 子育て家庭への経済的支援の充実

子育てに要する経済的負担の増加が、少子化の原因の一つであると考えられます。とりわけ、ひとり親家庭の収入上の問題や、子どもの病気や障害の養育などが大きな負担となっています。

このような子育て負担に対して、児童手当の支給とともに、それぞれの状況に合わせた経済的支援制度の活用と適正な運用の充実を推進します。

事業名	事業概要	担当課
福祉医療事業	高校生以下の子どもやひとり親家庭等の健康管理の向上に寄与するため、医療機関等で医療給付を受けた場合に、自己負担分を福祉医療費として支給します。	国民健康保険課
特別の理由による任意予防接種費用助成事業（再掲）	骨髄移植その他の理由により、予防接種法に基づき接種した定期の予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された者またはその保護者に対し、予防接種の再接種に要した費用の助成を行います。	健康づくり課
風しん予防接種費用助成事業（再掲）	風しんの流行及び先天性風しん症候群の発生を予防するために、妊娠を希望する夫婦または妊婦の夫に対し、風しん及び麻しん風しん混合予防接種費用の一部を助成します。	健康づくり課
不妊治療費助成事業（再掲）	子どもを希望しながらも恵まれない夫婦への支援を図るため、不妊症にかかる医師の診断・治療に要した費用のうち、医療保険適用外の検査及び治療費の一部を助成します。	健康づくり課
不育症治療費助成事業（再掲）	不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦が不育症治療等を受けた場合に、その治療費等の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	健康づくり課
難聴児補聴器購入等支援事業（再掲）	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対して、補聴器の購入、買換え又は修理に要した費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援します。	福祉課
障害児通所支援利用者負担助成事業（再掲）	障害児通所支援を利用した際にかかる利用者負担額の一部を助成して、保護者の負担の軽減を図ります。	福祉課

3-3 子育てを支援する環境・安全の確保

子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、幼稚園、認定こども園、学校等関係機関が連携、協力し、交通安全教育等を積極的に展開し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

また、子どもを犯罪の被害から守るため、警察や地域、PTA 等の学校関係者、防犯ボランティアなどと連携し、犯罪の発生状況等の情報を子育て家庭に提供していきます。さらに、防犯パトロールや防犯講習会等の実施により、地域全体で犯罪から子どもを守る体制を推進します。

子育てしやすい生活環境には、安心して子育てできる快適な環境の整備や、交通安全施設の整備が必要となります。道路の整備やバリアフリー化等の推進、安全で利用しやすい公園の整備を計画的に実施していきます。

事業名	事業概要	担当課
交通安全施設整備事業	カーブミラーや区画線、交差点内歩行者防護柱等の道路交通安全施設を効果的に設置し、交通事故の防止を図ります。	土木管理課 安全安心課
交通安全活動推進事業	交通安全教室や交通安全街頭広報等を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。	安全安心課
防犯活動事業	防犯パトロールや防犯講習会等の実施や、安全・安心メールでの防犯関係情報の提供を行い、防犯意識の高揚を図ります。	安全安心課
歩道バリアフリー化事業	歩道の段差を解消し、安心安全で快適な歩行空間の確保を図ります。	土木管理課
都市公園管理事業	公園遊具の点検や修繕、樹木等の公園施設の適正な管理を行い、安全で利用しやすい施設にします。	公園下水道課

基本目標４　地域が支えあい子育てをする まちづくりの推進

４-１　地域における子どもの居場所づくりの推進

子どもにとって安全で安心できる遊びの場の確保に努めるとともに、さまざまな世代の人との交流や自然に触れる機会など、多様な交流・体験機会の提供を推進します。

また、子どもの地域活動などへの参加を推進し、子どもの自主性を養うとともに、地域の一員としての自覚を促します。

また、共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後学童クラブにおいて、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する中で、心身ともに健全な成長を支援していきます。

事業名	事業概要	担当課
児童館管理運営委託事業	各小学校区の児童館において、児童の自主的な活動の場を提供し、児童の健全な育成を支援します。	こども課
子ども会育成連絡協議会補助事業	子ども会育成会活動を通して、子どもの自主性を養うとともに、子どもの地域活動の場を提供する団体を支援します。	生涯学習課
学童保育対策事業（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の健全な育成のために、適切な遊び及び生活の場の提供、宿題や自主学習を行っていく中で、わからないか所を解決し学ぶ楽しさをサポートする学習サポートを実施します。	こども課

4-2 仕事と家庭を両立するための支援

家庭を持つためには、安定した就労の確保が必要となります。就労先の確保のために、企業に対する雇用創出の支援等を推進し、豊かな生活環境の中で家庭を持つ希望を持てる環境づくりを推進します。

また、男女がともに子育てに参加し、子育ての喜びと責任を分かち合える環境づくりを進めます。

事業名	事業概要	担当課
勤労者福利厚生事業	関係機関と連携し、求人情報の提供やワークライフバランスの意識啓発にかかるチラシ配布等により、雇用の確保及び仕事と家庭の両立しやすい環境づくりを推進していきます。	経済振興課
男女共同参画推進事業	「大泉町男女共同参画推進計画」に基づき、各種啓発事業を実施するとともに、各課・関係機関と連携して男女共同参画を推進します。	多文化協働課

4-3 地域の人材、施設、社会資源を活用した子育て支援

本町には特別な技能を持った人材や、学校、児童福祉施設、公民館、公園等の公共施設、子育て支援を行う民間団体等の社会資源があります。これらを有効に活用・支援し、既存の事業の質の向上を図ります。

また、新規事業を行う際にも、既存の社会資源との調和を図りながら、互いに連携できるように努めます。

事業名	事業概要	担当課
母親クラブ補助事業	子どもの保護者が中心となった地域児童の健全育成のためのボランティア活動について、児童館を拠点としている母親クラブを支援します。	こども課
地域子育て支援センター事業（再掲）	ふれあい遊びや児童との交流、育児相談などを通じて、保護者の育児不安の解消や育児負担の軽減を図ります。	こども課
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人（おねがい会員）と行いたい人（まかせて会員）が、センターを通じて育児の助け合いを有料で行います。 また、ママヘルプ事業による家事援助も実施し、子育てを支援します。	こども課
子ども食堂事業	子ども食堂に要する経費を補助することにより、子どもの孤食の防止及び居場所の確保並びに地域間及び世代間の交流を図り、未来を担う子どもを育成します。	福祉課

第5章

幼児期の教育・保育の提供体制

1　基本的な事項

1-1　教育･保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定に際し、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定するものとされています。

本町の教育・保育提供区域は、全町を一つの区域として設定します。

1-2　推計人口

計画年度における教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の事業量（確保の方策）を算出するあたり、令和３年から令和６年の各年４月１日現在の住民基本台帳人口を用いて、将来人口を推計しました。

その結果、総人口は減少し続け、令和 11 年には令和３年と比べ 2,322 人減（5.6%）の 39,448 人になることが予想されます。０～５歳人口、６～11 歳人口ともに著しい減少が見込まれています。

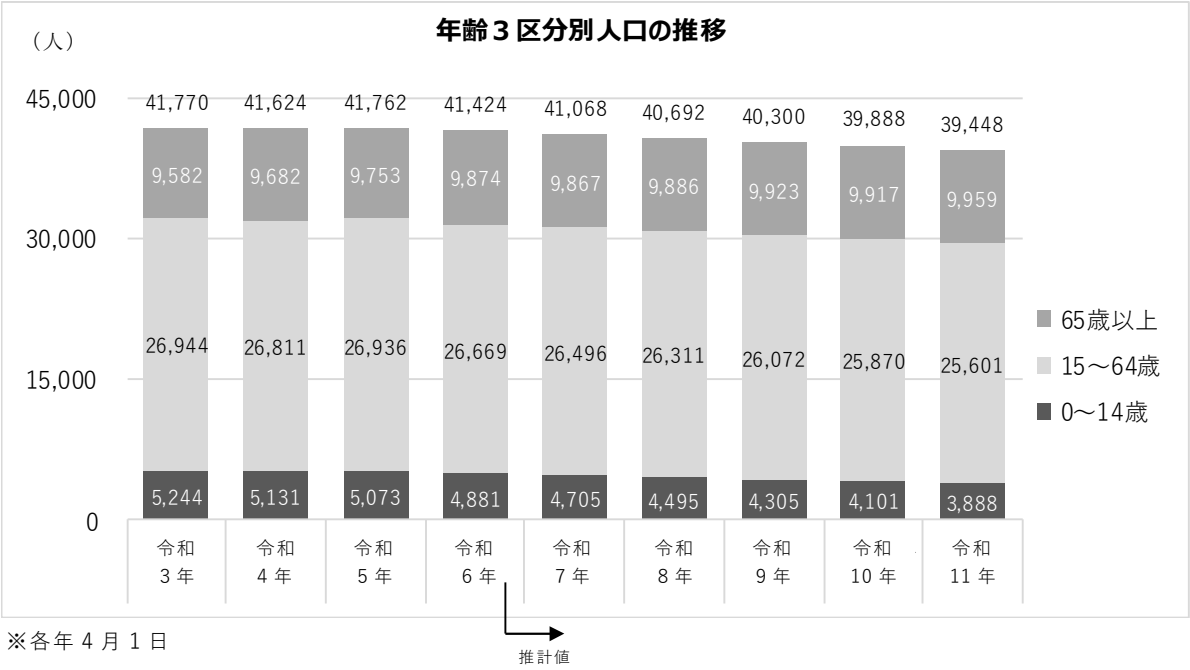

※各年４月１日

※推計値には住民基本台帳（４月１日現在）の数値を使用

※１年ごと１歳別のコーホートセンサス変化率法を使用

※コーホートセンサス変化率法：同年（または同期間）に出生した集団の過去の変化率が将来も続くものと仮定して、その率を基準年の人口に乗じて将来の人口を求める方法

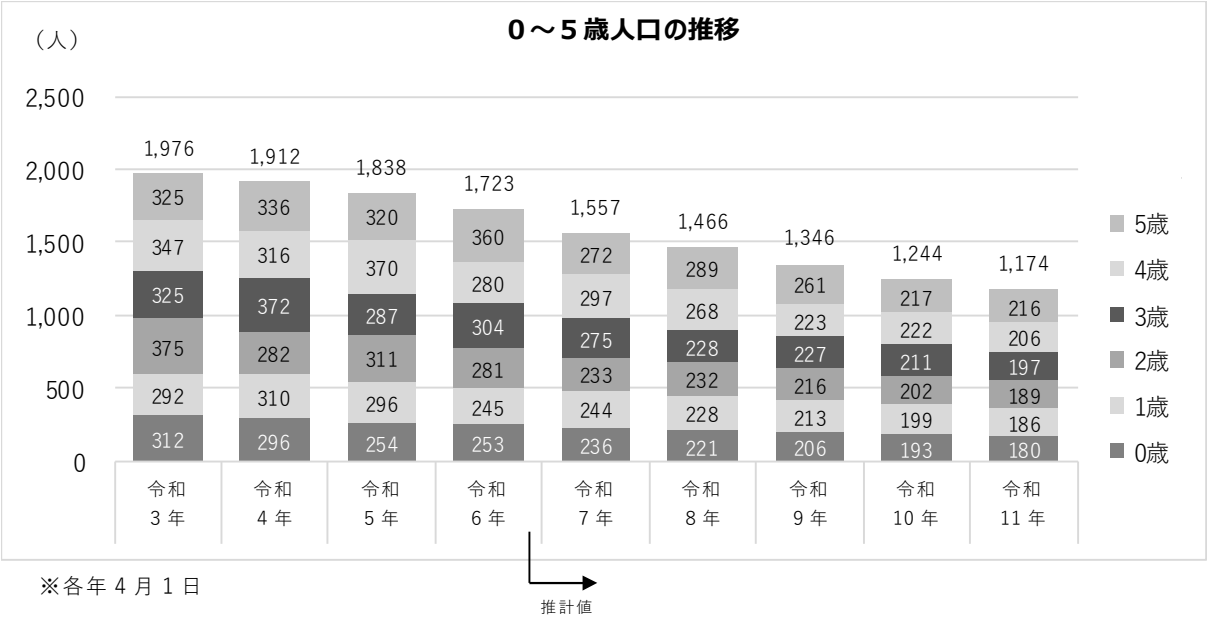

※各年４月１日

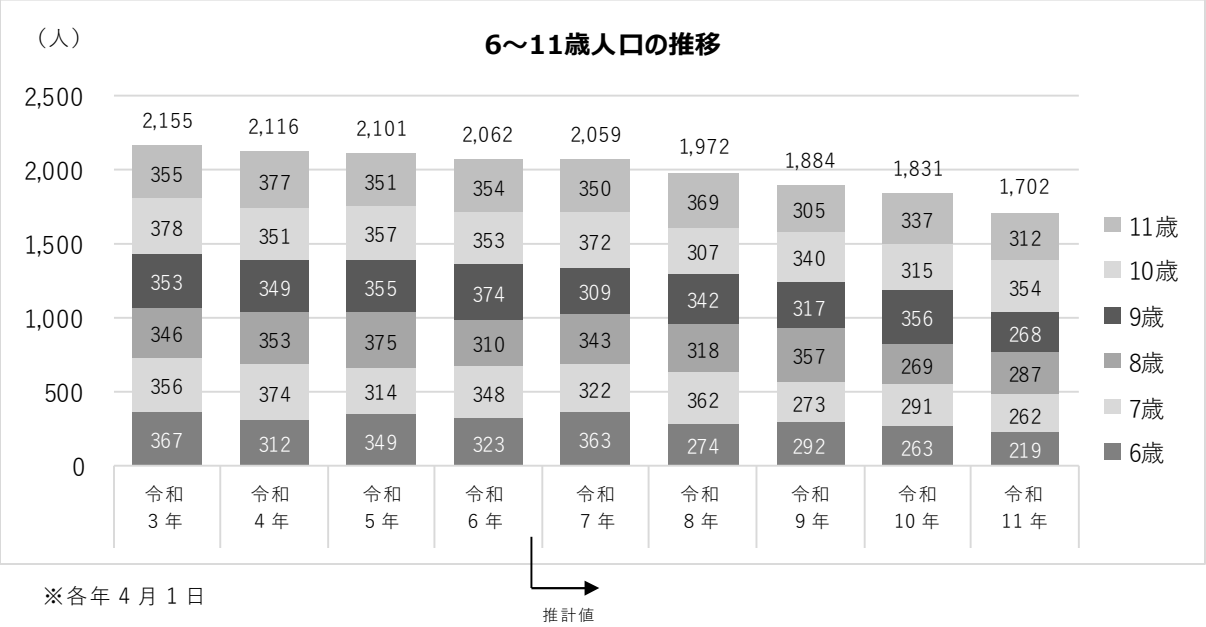

※各年４月１日

※推計値には住民基本台帳（４月１日現在）の数値を使用

※１年ごと１歳別のコーホートセンサス変化率法を使用

1-3 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

認定の種類	対象年齢	保育の必要性	利用する施設
１号　教育を希望	３歳以上	なし	認定こども園、幼稚園
２号　保育を希望		あり	認定こども園、保育園
３号　保育を希望	０～２歳		認定こども園、保育園、地域型保育事業

1-4 幼児期の教育･保育の内容と提供体制

子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、各計画年次における見込み量の算出と、量の見込みに応じた確保の方策を提示することとされています。

※量の見込み：本町における現在の利用状況と、各事業の潜在的な利用ニーズをもとに推計した各計画年次における需要の見込み量を表しています。各事業の潜在的な利用ニーズについては、令和６年２月に実施した「大泉町子ども･子育て支援に関するアンケート調査」を基礎データとして、利用意向を集計して算出しました。なお、アンケート調査結果から算出できないものは、利用実績等をもとに算出しています。

※確保の方策：本町における現在の利用状況と、今後の整備計画をもとに各事業の提供量を算出しました。見込み量を確保するための各事業の利用可能人数や確保方法を表しています。

	事　業　名	認定区分	対象者
教育・保育事業	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園）	１号	３～５歳児
	保育認定（認定こども園及び保育園）	２号	３～５歳児
	保育認定（認定こども園及び保育園＋地域型保育事業）	３号	０～２歳児
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業		妊婦、 0～18 歳未満と その保護者
	地域子育て支援センター事業		０～２歳
	妊婦健康診査		妊婦
	乳児家庭全戸訪問事業		０歳と その保護者
	子育て短期支援事業		0～18 歳未満
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		０～５歳 １～６年生
	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・保育園等での一時預かり		３～５歳児 ０～５歳児
	延長保育事業		０～５歳児
	病児保育事業		０～５歳児
	放課後学童クラブ		１～６年生
	子育て世帯訪問支援事業		妊婦、 0～18 歳未満の 児童の保護者

2　事業ごとの確保の方策

2-1　教育･保育事業

各認定区分の利用定員については、量の見込みに対して十分な量を確保できており、今後も現在の体制を維持できるよう各園の施設整備に対して支援を行います。

また、弾力的に入園できるように、各園への協力を依頼するほか、教育・保育の質を保つために、職員の処遇改善に努めます。

地域型保育事業については、事業者からの申請に基づき設置します。

認可外保育施設は、町又は県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設とします。

量の見込み・確保の方策の表の見方

利用希望人数（量の見込み）を確保するための施設・事業

認定区分
１号：満３歳以上で教育利用希望
２号：満３歳以上で保育利用希望
３号：満３歳未満で保育利用希望

２号認定を受けられる家庭のなかで、幼児期の教育の利用希望が強い家庭は「教育利用」、保育の利用希望が強い家庭は「保育利用」に分類。

教育利用見込み数

認定区分			１号	２号		３号	
				教育利用	保育利用	１歳･２歳	０歳
量の見込み①			265	285	517	284	71
			550				
確保の方策	教育・保育施設	認定こども園	665		160	77	3
		保育園	—		395	234	81
		幼稚園	105		—	—	—
	地域型保育事業	小規模保育事業	—		—	0	0
		家庭的保育事業	—		—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—		—	0	0
		事業所内保育事業	—		—	0	0
	その他	旧制度の幼稚園	0		—	—	—
		企業主導型保育事業	0		0	0	0
		認可外保育施設	0		0	0	0
確保の方策の合計②			770		555	311	84
過不足②－①			220		38	27	13

確保の方策の合計②　―　量の見込み①

＋の場合：確保量が満たされている
－の場合：確保量が不足している

左から、
満３歳以上の保育利用見込み数（517人）
１歳・２歳の保育利用見込み数（284人）
０歳の保育利用見込み数（71人）

①令和７年度

（単位：人）

認定区分			1号	2号		3号	
				教育利用	保育利用	1歳・2歳	0歳
量の見込み①			165	168	511	286	76
			333				
確保の方策	保育施設・教育	認定こども園	620		185	74	11
		保育園	—		370	219	60
		幼稚園	70		—	—	—
	地域型保育事業	小規模保育事業	—		—	12	6
		家庭的保育事業	—		—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—		—	0	0
		事業所内保育事業	—		—	0	0
	その他	旧制度の幼稚園	0		—	—	—
		企業主導型保育事業	0		0	0	0
		認可外保育施設	0		0	0	0
確保の方策の合計②			690		555	305	77
過不足②－①			357		44	19	1

②令和８年度

（単位：人）

認定区分			1号	2号		3号	
				教育利用	保育利用	1歳・2歳	0歳
量の見込み①			145	151	489	276	73
			296				
確保の方策	保育施設・教育	認定こども園	620		185	74	11
		保育園	—		370	219	60
		幼稚園	70		—	—	—
	地域型保育事業	小規模保育事業	—		—	12	6
		家庭的保育事業	—		—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—		—	0	0
		事業所内保育事業	—		—	0	0
	その他	旧制度の幼稚園	0		—	—	—
		企業主導型保育事業	0		0	0	0
		認可外保育施設	0		0	0	0
確保の方策の合計②			690		555	305	77
過不足②－①			394		66	29	4

③令和 9 年度

（単位：人）

認定区分			1号	2号		3号	
				教育利用	保育利用	1歳・2歳	0歳
量の見込み①			124	130	457	257	70
			254				
確保の方策	保育施設・教育	認定こども園	620		185	74	11
		保育園	—		370	219	60
		幼稚園	70		—	—	—
	地域型保育事業	小規模保育事業	—		—	12	6
		家庭的保育事業	—		—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—		—	0	0
		事業所内保育事業	—		—	0	0
	その他	旧制度の幼稚園	0		—	—	—
		企業主導型保育事業	0		0	0	0
		認可外保育施設	0		0	0	0
確保の方策の合計②			690		555	305	77
過不足②－①			436		98	48	7

④令和 10 年度

（単位：人）

認定区分			1号	2号		3号	
				教育利用	保育利用	1歳・2歳	0歳
量の見込み①			103	107	440	240	67
			210				
確保の方策	保育施設・教育	認定こども園	620		185	74	11
		保育園	—		370	219	60
		幼稚園	70		—	—	—
	地域型保育事業	小規模保育事業	—		—	12	6
		家庭的保育事業	—		—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—		—	0	0
		事業所内保育事業	—		—	0	0
	その他	旧制度の幼稚園	0		—	—	—
		企業主導型保育事業	0		0	0	0
		認可外保育施設	0		0	0	0
確保の方策の合計②			690		555	305	77
過不足②－①			480		115	65	10

⑤令和 11 年度

（単位：人）

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">認定区分</th><th rowspan="2">1号</th><th colspan="2">2号</th><th colspan="2">3号</th></tr>
<tr><th>教育利用</th><th>保育利用</th><th>1歳・2歳</th><th>0歳</th></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">量の見込み①</td><td>93</td><td>98</td><td rowspan="2">428</td><td rowspan="2">225</td><td rowspan="2">65</td></tr>
<tr><td colspan="2">191</td></tr>
<tr><td rowspan="12">確保の方策</td><td rowspan="3">教育・保育施設</td><td>認定こども園</td><td colspan="3">620</td><td>185</td><td>74</td><td>11</td></tr>
<tr><td>保育園</td><td colspan="3">—</td><td>370</td><td>219</td><td>60</td></tr>
<tr><td>幼稚園</td><td colspan="3">70</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域型保育事業</td><td>小規模保育事業</td><td colspan="3">—</td><td>—</td><td>12</td><td>6</td></tr>
<tr><td>家庭的保育事業</td><td colspan="3">—</td><td>—</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>居宅訪問型保育事業</td><td colspan="3">—</td><td>—</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>事業所内保育事業</td><td colspan="3">—</td><td>—</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他</td><td>旧制度の幼稚園</td><td colspan="3">0</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>企業主導型保育事業</td><td colspan="3">0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>認可外保育施設</td><td colspan="3">0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="3">確保の方策の合計②</td><td colspan="3">690</td><td>555</td><td>305</td><td>77</td></tr>
<tr><td colspan="3">過不足②－①</td><td colspan="3">499</td><td>127</td><td>80</td><td>12</td></tr>
</table>

2-2 地域子ども･子育て支援事業

※表中「量の見込み」と「確保の方策」内の（延べ）は、年度ごとの延べ数を表しています。

（１）利用者支援事業

大泉町子育て世代包括支援センターを設置し、健康づくり課とこども課の窓口で、妊娠期から子育て期のさまざまな相談に対し、切れ目ない支援を行い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を引き続き実施します。

（単位：か所）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保の方策	大泉町子育て世代包括支援センターで実施				

（２）地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センター２か所で実施し、利用者の増加を図るため、積極的に広報活動を行います。

現在児童館で行っている「親子教室」や「あかちゃん広場」等の事業も引き続き実施します。

（単位：人、か所）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（延べ）	3,529	3,617	3,593	3,596	3,605
確保の方策（か所）	2	2	2	2	2

（３）妊婦健康診査

国が定める基本的な妊婦健康診査項目を全国医療機関・助産所で通年実施します。

（単位：件、回）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	受診票交付数	283	278	274	269	264
	健康診査回数	3,708	3,648	3,588	3,528	3,468
確保の方策		国が定める基本的な妊婦健康診査項目を全国医療機関･助産所で通年実施				

※受診票（母子健康手帳）、健康診査回数（受診者数×受診回数）

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児がいる家庭への訪問を実施し、子育て支援に関する情報の提供や養育環境等を把握します。

また、大泉町ファミリー・サポート・センターで実施している「ママヘルプ事業」等を活用しながら、育児援助を行います。

（単位：件）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（延べ）	158	156	154	152	150
確保の方策	相談支援専門員等による訪問を実施				

（５）子育て短期支援事業

疾病その他の理由により､家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、施設等において一時的に養育または保護を行います。

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（延べ）	53	64	77	85	94
確保の方策	施設への委託で実施				

（６）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

おねがい会員、まかせて会員の登録がさらに増加するよう、積極的に広報活動を行います。また、多様な子育てニーズに柔軟に対応できるよう、まかせて会員への研修内容を充実し、活動の幅を広げます。

（単位：回）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（延べ）	2,218	2,516	2,814	3,112	3,410
確保の方策（延べ）	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500

（７）一時預かり事業

町内の認定こども園、幼稚園で在園児を対象として預かり保育を実施します。また、私立保育園３園で一時預かりを実施します。

（単位：人）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（延べ）	幼稚園等による預かり保育	18,029	17,850	17,470	17,145	16,999
	保育園による一時預かり	494	479	460	442	430
確保の方策（延べ）	幼稚園等による預かり保育	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	保育園による一時預かり	720	720	720	720	720

（８）延長保育事業

保育園、認定こども園で、保護者の就労形態の多様化、利用実績を踏まえて実施します。

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	305	296	284	273	265
確保の方策	480	480	480	480	480

（９）病児保育事業

体調不良型を町内５か所の保育園・認定こども園で実施します。

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（延べ）	1,055	1,077	1,087	1,100	1,124
確保の方策（延べ）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

（10）放課後学童クラブ

町内９か所で実施します。

（単位：人）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み		709	713	713	723	701
確保の方策	１年生	165	165	165	165	165
	２年生	160	160	160	160	160
	３年生	149	149	149	149	149
	４年生	148	148	148	148	148
	５年生	73	73	73	73	73
	６年生	47	47	47	47	47
	計	742	742	742	742	742

（１１）子育て世帯訪問支援事業

家事・子育てなどに対して不安や負担を感じる家庭を訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施します。

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（延べ）	208	208	208	208	208
確保の方策（延べ）	208	208	208	208	208

第３期大泉町子ども・子育て支援事業計画

令和７年度～令和１１年度

発行日：令和●年●月
発　行：大泉町
編　集：大泉町 教育部 こども課
〒370-0595　群馬県邑楽郡大泉町日の出 55 番１号
TEL　0276-63-3111
FAX　0276-63-3921